

鉄道助成ガイドブック

令和6年度



第24回鉄道のある風景写真コンテスト グランプリ 国土交通大臣賞

『菘の咲くころ』

(東日本旅客鉄道 八高線 東飯能駅～金子駅) 山口 徹 氏



明日を担う交通ネットワークづくりに貢献します
鉄道・運輸機構

目 次

【助成編】

I	鉄道関係予算等	
1	令和6年度 鉄道関係助成予算	3
2	令和5年度 補助金等の交付実績	4
3	助成対象事業の開業等一覧	6
II	都市鉄道の整備推進	
1	都市鉄道の利便増進	1 1
2	地下高速鉄道の整備	1 3
3	空港アクセス鉄道等の整備	1 6
4	貨物鉄道の旅客線化	1 7
5	乗継の円滑化	1 8
6	駅空間の質的進化（次世代ステーション創造事業）	1 9
7	譲渡線に対する利子補給	2 2
III	幹線鉄道の整備推進	
1	乗継の円滑化	2 4
2	幹線鉄道的高速化	2 5
3	まちづくりと連携した幹線鉄道的高速化	2 6
4	地域公共交通計画事業（コミュニティ・レール化）	2 7
5	貨物鉄道の整備	3 0
IV	鉄道の安全・防災対策	
1	鉄道防災	3 3
2	踏切道の改良	3 5
V	鉄道の技術開発	
1	一般鉄道の技術開発	3 7
VI	整備新幹線の整備	
1	整備新幹線の建設	4 0
2	未着工区間の調査等	4 1
3	新線調査等	4 2
VII	国における鉄道助成制度	
1	鉄道施設の耐震対策	4 5
2	豪雨対策	4 7
3	地下駅の浸水対策	4 8
4	鉄道施設の戦略的維持管理・更新	4 9
5	災害復旧	5 0

6	鉄道脱炭素施設等の実装に係る調査に対する支援	53
7	大鳴門橋の維持修繕	54
8	鉄道駅のバリアフリー化	55
9	ホームドア整備	56
10	利用環境の改善（LRTシステム）	57
11	地域鉄道事業者の安全性向上	58
12	インバウンド対応（ICカード、段差解消、多言語化等）	59
13	インバウンド対応（鉄軌道車両整備）	60
14	公共交通利用環境の革新等	61
15	鉄道事業者と地域の共創に対する支援	62

【資料編】

1	補助金の交付を受けられる皆様へ（法令遵守について）	66
2	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等	67
3	鉄道助成業務に係る補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める規程	82
4	補助事業等により取得した財産の財産処分の承認基準	86
5	鉄道に係る主な税の軽減措置	92
6	ローカル鉄道支援に対する地方財政措置について（総務省）	97
7	各補助金の取扱要領等	98

【広 報】

1	鉄道ホームドクター	100
2	地域鉄道活性化への取組み事例及び地域公共交通支援事業の紹介	106

目 次（事業形態別区分）

< J R ・ 大 手 民 鉄 ・ 第 三 セ ク タ ー 等 >

【助成編】

II 都市鉄道の整備推進	
1 都市鉄道の利便増進	1 1
4 貨物鉄道の旅客線化	1 7
5 乗継の円滑化	1 8
6 駅空間の質的進化（次世代ステーション創造事業）	1 9
III 幹線鉄道の整備推進	
1 乗継の円滑化	2 4
2 幹線鉄道の高速化	2 5
3 まちづくりと連携した幹線鉄道の高速化	2 6
4 地域公共交通計画事業（コミュニティ・レール化）	2 7
5 貨物鉄道の整備	3 0
IV 鉄道の安全・防災対策	
1 鉄道防災	3 3
2 踏切道の改良	3 5
VII 国における鉄道助成制度	
1 鉄道施設の耐震対策	4 5
2 豪雨対策	4 7
3 地下駅の浸水対策	4 8
4 鉄道施設の戦略的維持管理・更新	4 9
5 災害復旧	5 0
8 鉄道駅のバリアフリー化	5 5
9 ホームドア整備	5 6
12 インバウンド対応（ICカード、段差解消、多言語化等）	5 9

< 公 営 等 >

【助成編】

II 都市鉄道の整備推進	
2 地下高速鉄道の整備	1 3
3 空港アクセス鉄道等の整備	1 6
IV 鉄道の安全・防災対策	
2 踏切道の改良	3 5
VII 国における鉄道助成制度	
5 災害復旧	5 0

<地域鉄道>

【助成編】

Ⅲ 幹線鉄道の整備推進	
1 乗継の円滑化	24
2 幹線鉄道的高速化	25
3 まちづくりと連携した幹線鉄道的高速化	26
4 地域公共交通計画事業（コミュニティ・レール化）	27
Ⅳ 鉄道の安全・防災対策	
2 踏切道の改良	35
Ⅶ 国における鉄道助成制度	
1 鉄道施設の耐震対策	45
2 豪雨対策	47
3 地下駅の浸水対策	48
4 鉄道施設の戦略的維持管理・更新	49
5 災害復旧	50
8 鉄道駅のバリアフリー化	55
9 ホームドア整備	56
10 利用環境の改善（LRTシステム）	57
11 地域鉄道事業者の安全性向上	58
12 インバウンド対応（ICカード、段差解消、多言語化等）	59
13 インバウンド対応（鉄軌道車両整備）	60
14 公共交通利用環境の革新等	61
15 鉄道事業者と地域の共創に対する支援	62

【広報】

1 鉄道ホームドクター	100
2 地域鉄道活性化への取組み事例及び地域公共交通支援事業の紹介	106

<新幹線>

【助成編】

Ⅵ 整備新幹線の整備	
1 整備新幹線の建設	40
2 未着工区間の調査等	41
3 新線調査等	42

<技術開発>

【助成編】

Ⅴ 鉄道の技術開発	
1 一般鉄道の技術開発	37

VII 国における鉄道助成制度

6 鉄道脱炭素施設等の実装に係る調査に対する支援 53

※ 本目次は、分かりやすく利用されることを目的として、事業形態別区分に分類・整理したものです。

こんなときは・・・

- 地元の駅について、〇〇線と△△線との乗り換えやバスなどとの乗り継ぎをしやすいするために改良したいのですが、どのような補助制度がありますか？

⇒ 幹線鉄道等活性化事業費補助（18頁）をご覧ください。

- ●●駅について、バリアフリー化や旅客通路の新設・拡幅など、より快適で便利な駅にするために大規模改良をしたいのですが、どのような補助制度がありますか？

⇒ 鉄道駅総合改善事業費補助（19頁）をご覧ください。

※鉄道事業者・鉄道路線の種類や規模等によって適用されない補助制度もありますので、詳細は各担当までお問い合わせ下さい。

鉄道助成業務のお知らせ

1. 機構ウェブサイト(<https://www.jrft.go.jp/>)において、令和6年度第1回鉄道助成業務の審査等に関する第三者委員会終了後に掲載します「令和5年度補助金審査の概況」を参考にして頂き、今後とも補助事業者様におかれましては、補助金業務の適正な執行に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。
また、当該ウェブサイトでは、鉄道関係補助金等の取扱要領につきましても掲載しておりますので、個別の補助金の手続き等につきましては、こちらでご確認下さい。
2. 補助事業者様は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令』で定める財産(取得財産等)の処分は制限されております。
このため、取得財産等を処分する場合は、『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』第22条や各補助金の取扱要領等に基づき、財産処分の手続きが必要です。
手続きは、補助金交付元へ行っていただきます。補助金交付元が鉄道・運輸機構(旧鉄道整備基金、旧運輸施設整備事業団を含む。)の場合は、鉄道・運輸機構を経由しての手続きとなりますので、事前にお知らせ下さい。
3. 鉄道の助成に関するお問い合わせ、技術情報等のご要望等がございましたらご連絡ください。

《問い合わせ先》

鉄道・運輸機構 鉄道助成部 助成課

045-222-9134

railwaydd-h48m@jrft.go.jp

[助成編]

I 鐵道關係予算等

1 令和6年度 鉄道関係助成予算

(単位：千円)

補助金等	概要	補助率等	交付・繰入対象	令和6年度予算
1 整備新幹線建設助成業務				81,974,797
① 整備新幹線整備事業費補助	鉄道・運輸機構が行う整備新幹線の建設に係る事業費の一部補助	定額	鉄道・運輸機構の建設勘定	80,372,000
② 整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金	鉄道・運輸機構が行う整備新幹線の未着工区間等における建設推進高度化等事業に対する補助	定額	鉄道・運輸機構の建設勘定	1,602,797
2 主要幹線鉄道整備助成業務				20,000
③ 幹線鉄道等活性化事業費補助〔幹線鉄道〕	(貨物列車走行対応化) 貨物列車の輸送力増強のための鉄道施設の整備に対する一部補助	3/10	鉄軌道事業者等	20,000
3 都市鉄道整備助成業務				17,376,300
④ 都市鉄道利便増進事業費補助	(運送性向上) 鉄道・運輸機構が行う連絡線の整備に対する一部補助	1/3	鉄道・運輸機構の建設勘定	1,400,000
⑤ 地下高速鉄道整備事業費補助	公営事業者等が行う地下鉄の新線建設、浸水対策及び大規模改良工事等に対する一部補助	35%	公営事業者等	13,864,000
⑥ 鉄道駅総合改善事業費補助	(次世代ステーション創造) 駅改良及び駅改良と併せて行うバリアフリー施設、駅空間高度化機能施設の整備に対する一部補助	1/2、1/3	鉄軌道事業者	2,101,000
⑦ 譲渡線建設費等利子補給金	旧鉄道公団又は鉄道・運輸機構が建設し、鉄道事業者に譲渡した鉄道施設の建設等に要した借入金の利子等に対する一部補給	補給率5%超の1/2等	鉄道・運輸機構の建設勘定	11,300
4 鉄道技術開発推進助成業務				28,284
⑧ 鉄道技術開発費補助金	(一般鉄道) 鉄道総研その他の法人が行う一般鉄道の安全対策、環境対策、新技術の応用に係る技術開発に対する一部補助	1/2	鉄道総研、鉄道事業者等の法人	28,284
5 安全・防災対策等助成業務				923,000 +4,514,000の内数
⑨ 鉄道防災事業費補助	(青函トンネル) 鉄道・運輸機構が行う青函トンネルの機能保全に対する一部補助	2/3	鉄道・運輸機構の建設勘定	760,000
	(落石・なだれ) JR各社が行う落石・なだれ等対策及び海岸等保全に対する一部補助	1/2、1/3	JR旅客会社等	163,000
⑩ 鉄道施設総合安全対策事業費補助	(踏切保安設備整備) 「踏切道改良促進法」に基づく踏切保安設備の整備に対する一部補助	1/2、1/3	鉄軌道事業者	4,514,000の内数
合 計				100,322,381 +4,514,000の内数

- (注1) 鉄道助成業務の5つの事業(1~5)ごとに整理
(注2) 丸数字は、令和6年度予算の鉄道助成業務における補助金等の数
(注3) すべて国からの補助金等(国土交通省鉄道局予算)を財源として交付(鉄道事業者等への交付又は機構の建設勘定への繰入)
(注4) 令和6年度予算は令和6年4月1日現在の当初予算額

2 令和5年度 補助金等の交付実績

(単位：円)

補助金等		交付先	交付実績額
1. 整備新幹線建設助成事業			81,714,286,358
①	整備新幹線整備事業費補助	鉄道・運輸機構	80,303,090,000
		北海道新幹線新青森～新函館北斗	19,253,000
		北海道新幹線新函館北斗～札幌	75,563,520,000
		北陸新幹線金沢～敦賀	1,191,541,000
		九州新幹線武雄温泉～長崎	3,528,776,000
②	整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金	鉄道・運輸機構	1,411,196,358
2. 主要幹線鉄道整備助成事業			440,439,531
③	(地域公共交通計画)	幹線鉄道等活性化事業費補助〔幹線鉄道〕	440,439,531
		ハピラインふくい㈱	16,400,921
		南阿蘇鉄道㈱ (JR豊肥線)	93,145,746
		高松市総合都市交通推進協議会 (高松琴平電気鉄道線)	7,236,134
		白山市地域公共交通協議会 (JR西日本 北陸本線)	312,656,730
	(貨物列車走行対応化工事)	日本貨物鉄道㈱	11,000,000
3. 都市鉄道整備助成事業			14,490,434,870
④	都市鉄道利便増進事業費補助 (速達性向上)	鉄道・運輸機構	6,549,304,189
		(神奈川東部方面線(相鉄・JR直通線・相鉄・東急直通線))	6,549,304,189
⑤	地下高速鉄道整備事業費補助	札幌市	487,000,000
		仙台市	3,000,000
		東京都	1,151,902,265
		横浜市	274,700,000
		名古屋市	391,713,655
		京都市	1,000,000
		神戸市	300,621,067
		東京地下鉄㈱	439,890,908
		関西高速鉄道㈱ (なにわ筋線)	3,085,682,480
⑥	鉄道駅総合改善事業費補助 (次世代ステーション創造事業)	東日本旅客鉄道㈱ (紫波中央駅)	98,338,000
		東日本旅客鉄道㈱ (大館駅)	59,260,000
		東日本旅客鉄道㈱ (取手駅)	159,032,000
		東日本旅客鉄道㈱ (我孫子駅)	52,944,000
		東日本旅客鉄道㈱ (村井駅)	60,051,353
		東海旅客鉄道㈱ (刈谷駅)	156,285,940
		東海旅客鉄道㈱ (岐阜駅)	104,831,000
		西日本旅客鉄道㈱ (香芝駅)	142,553,000
		西日本旅客鉄道㈱ (東貝塚駅)	169,043,000
		西日本旅客鉄道㈱ (安芸矢口駅)	85,982,000
		西日本旅客鉄道㈱ (下祇園駅)	119,968,000
		西日本旅客鉄道㈱ (厚狭駅)	89,760,000
		西日本旅客鉄道㈱ (新井口駅)	5,035,000
		九州旅客鉄道㈱ (木葉駅)	113,722,000
		京浜急行電鉄㈱ (品川駅)	16,920,004
		近畿日本鉄道㈱ (南が丘駅)	67,058,000
		三陸鉄道㈱ (宮古駅)	229,512,000
		あいの風とやま鉄道㈱ (呉羽駅)	61,325,009
⑦	譲渡線建設費等利子補給金		14,000,000
		鉄道・運輸機構	14,000,000
4. 鉄道技術開発推進助成事業			117,385,638
⑧	鉄道技術開発費補助金 (一般鉄道)	(公財)鉄道総合技術研究所 (設備効率化に関わる新送電システムの技術開発 他)	117,385,638
		東芝インフラシステムズ㈱ (列車前方検知等の鉄道自動運転に向けた要素技術の開発)	19,715,252

補助金等	交付先	交付実績額
5. 安全・防災対策等助成事業		1,235,861,472
⑨ 鉄道防災事業費補助 (青函トンネル) (落石・なだれ等対策)	鉄道・運輸機構	1,061,574,592
	四国旅客鉄道㈱	933,492,294
	九州旅客鉄道㈱	123,348,898
	九州旅客鉄道㈱	4,733,400
⑩ 鉄道施設総合安全対策事業費補助 (踏切保安設備整備事業)	北海道旅客鉄道㈱	174,286,880
	富山地方鉄道㈱	7,753,918
	西武鉄道㈱	15,813,674
	京王電鉄㈱	5,130,671
	東急電鉄㈱	4,078,160
	新京成電鉄㈱	55,898,058
	関東鉄道㈱	7,140,773
	上毛電気鉄道㈱	8,000,000
	小湊鉄道㈱	9,301,000
	明知鉄道㈱	12,475,000
	明知鉄道㈱	12,197,984
	近畿日本鉄道㈱	3,203,398
	京阪電気鉄道㈱	10,638,608
	阪急電鉄㈱	14,963,425
	南海電気鉄道㈱	1,588,998
	阪神電気鉄道㈱	4,736,000
	能勢電鉄㈱	348,333
四国旅客鉄道㈱	1,018,880	
合計		97,998,407,869

- (注1) 鉄道助成業務の5つの事業(1~5)ごとに整理
- (注2) 丸数字は、令和5年度の鉄道助成業務における補助金等の数
- (注3) ②を除き、すべて国からの補助金等(国土交通省鉄道局予算)を財源として交付(鉄道事業者等への交付又は鉄道・運輸機構への繰入)
- (注4) 補助金等欄のカッコ書き()は、補助金等の中でのメニュー等の内訳
- (注5) 交付先欄は、交付決定又は繰入決定の件数ごとの内訳として記載(①はさらに線区別の内訳を記載)
- (注6) 交付先欄のカッコ書き()は、具体的な対象事業者等
- (注7) 交付実績額欄は、令和3年度・令和4年度繰越予算及び令和5年度予算に係る支出の合計額を記載

3 助成対象事業の開業等一覧

	年月日	開業等	補助金等
H 16 年 度	16. 10. 6	名古屋市名城線（名古屋大学～新瑞橋）開業	地下鉄
	10. 6	名古屋臨海高速鉄道(株)西名古屋港線（あおなみ線）（名古屋～稲永）開業	活性化
	10. 11	愛知環状鉄道(株)高蔵寺駅乗継円滑化事業完了	活性化
	11. 15	愛知環状鉄道(株)愛知環状鉄道線（岡崎～高蔵寺）高速化事業完了	活性化
	11. 26	京都市東西線（六地蔵～醍醐）開業	地下鉄
	12. 1	東京モノレール(株)羽田線（羽田空港第1ビル～羽田空港第2ビル）開業	譲渡線
	17. 1. 29	中部国際空港連絡鉄道(株)空港連絡線（常滑～中部国際空港）開業	ニュータウン等
	2. 3	福岡市七隈線（橋本～天神南）開業	地下鉄
	3. 17	東武鉄道(株)東上線（森林公園～武蔵嵐山信号場）複線化事業完了	譲渡線
H 17 年 度	17. 8. 24	首都圏新都市鉄道(株)つくばエクスプレス（秋葉原～つくば）開業	都市鉄道整備事業資金
	18. 1. 28	広島電鉄(株)宮島線平良駅乗継円滑化事業完了	活性化
	3. 27	近畿日本鉄道(株)けいはんな線（生駒～学研奈良登美ヶ丘）開業	ニュータウン等
	3. 27	阪神電気鉄道(株)本線春日野道駅改善事業完了	駅総合改善
H 18 年 度	18. 4. 29	富山ライトレール(株)富山港線岩瀬浜駅乗継円滑化事業完了	活性化
	12. 24	大阪市今里筋線（井高野～今里）開業	地下鉄
	19. 3. 18	仙台空港鉄道(株)仙台空港線（名取～仙台空港）開業	ニュータウン等
	3. 30	日本貨物鉄道(株)山陽線鉄道貨物輸送力増強事業（吹田信号場～門司）完了	活性化
	3. 30	西武鉄道(株)西武新宿線下井草駅改善事業完了	駅総合改善
	3. 30	南海電気鉄道(株)南海高野線三日市町駅改善事業完了	駅総合改善
H 19 年 度	20. 1. 16	京都市東西線（二条～大秦天神川）開業	地下鉄
	3. 15	西日本旅客鉄道(株)おおさか東線南区間（放出～久宝寺）開業	活性化
	3. 15	愛知環状鉄道（新豊田～三河豊田）複線化事業完了	近代化
	3. 30	横浜市グリーンライン（日吉～東山田・川和町～中山）開業	地下鉄
	3. 30	横浜市グリーンライン（東山田～川和町）開業	ニュータウン等
	3. 31	京浜急行電鉄(株)本線横浜駅改善事業完了	駅総合改善
	3. 31	西武鉄道(株)池袋線東長崎駅改善事業完了	駅総合改善
H 20 年 度	20. 6. 14	東京地下鉄(株)副都心線（池袋～渋谷）開業	地下鉄
	10. 19	京阪電気鉄道(株)中之島線（中之島～天満橋）開業	地下鉄
	21. 3. 20	阪神電気鉄道(株)阪神なんば線（西九条～大阪難波）開業	地下鉄
	3. 31	西日本旅客鉄道(株)宇野線・本四備讃線（岡山～児島）高速化事業完了	活性化
	3. 31	神戸高速鉄道(株)阪神電鉄尼崎駅乗継円滑化事業完了	活性化
	3. 31	三岐鉄道(株)北勢線（西桑名～阿下喜）高速化事業完了	活性化

	年月日	開業等	補助金等
H 21 年 度	22. 3. 31	富山地方鉄道(株)軌道線連携計画事業完了	活性化 駅総合改善
	3. 31	京成電鉄(株)本線日暮里駅改善事業完了	
H 22 年 度	22. 7. 17	成田高速鉄道アクセス(株)成田高速鉄道アクセス線（印旛日本医大～成田空港）開業	空港アクセス等
	12. 4	東日本旅客鉄道(株)東北新幹線（八戸～新青森）開業	新幹線
	23. 1. 5	西武鉄道(株)新宿線野方駅改善事業完了	駅総合改善
	3. 12	九州旅客鉄道(株)九州新幹線（博多～新八代）開業	新幹線
	3. 27	名古屋市桜通線（野並～徳重）開業	地下鉄
	3. 31	日本貨物鉄道(株)北九州・福岡間（北九州貨物ターミナル～福岡貨物ターミナル） 鉄道貨物輸送力増強事業完了	活性化
	3. 31	阪急電鉄(株)神戸線・今津南線西宮北口駅改善事業完了	駅総合改善
3. 31	西武鉄道(株)池袋線江古田駅改善事業完了	駅総合改善	
H 23 年 度	23. 10. 1	西武鉄道(株)池袋線椎名町駅改善事業完了	駅総合改善
	24. 2. 1	和歌山電鐵(株)貴志川線変電所改良及び貴志駅改良事業完了	活性化
	3. 31	北海道旅客鉄道(株)札沼線（桑園～北海道医療大学）電化高速化事業完了	活性化
H 24 年 度	25. 3. 16	日本貨物鉄道(株)隅田川駅鉄道貨物輸送力増強事業完了	活性化
	3. 20	阪神電気鉄道(株)本線神戸三宮駅都市鉄道利便増進事業完了	都市利便
H 25 年 度	25. 12. 15	高松琴平電気鉄道(株)琴平線綾川駅開業	活性化
	26. 3. 15	青い森鉄道(株)青い森鉄道線筒井駅新設及び野内駅移設事業完了	活性化
	3. 31	京浜急行電鉄(株)本線・空港線京急蒲田駅改善事業完了	駅総合改善
H 26 年 度	26. 10. 1	ひたちなか海浜鉄道(株)湊線高田の鉄橋駅開業	活性化
	27. 2. 26	富山地方鉄道(株)本線新黒部駅開業	活性化
	3. 14	東日本旅客鉄道(株)・西日本旅客鉄道(株)北陸新幹線（長野～金沢）開業	新幹線
	3. 14	西日本旅客鉄道(株)城端線新高岡駅開業	活性化
H 27 年 度	27. 9. 27	えちぜん鉄道(株)三国芦原線まつもと町屋駅開業	活性化
	12. 6	仙台市東西線（八木山動物公園～荒井）開業	地下鉄
	28. 3. 26	北海道旅客鉄道(株)北海道新幹線（新青森～新函館北斗）開業	新幹線
	3. 27	福井鉄道(株)福武線福井駅移設開業	活性化
3. 31	京阪電気鉄道(株)本線深草駅改善事業完了	駅総合改善	

	年月日	開業等	補助金等
H 28 年 度	29. 3. 4	西日本旅客鉄道(株)可部線（可部～あき亀山）開業	活性化
H 29 年 度	29. 4. 1 9. 21 30. 3. 17 3. 17	秩父鉄道(株)秩父本線ソシオ流通センター駅開業 阪神電気鉄道(株)本線甲子園駅改善事業完了 あいの風とやま鉄道(株)あいの風とやま鉄道線高岡やぶなみ駅開業 伊賀鉄道(株)伊賀線四十九駅開業	活性化 駅総合改善 活性化 活性化
H 30 年 度	31. 3. 14 3. 16 3. 24 3. 29	小田急電鉄(株)小田原線（東北沢～和泉多摩川）複々線化事業完了 西日本旅客鉄道(株)おおさか東線北区間（新大阪～放出）開業 三陸鉄道(株)リアス線弘川駅及び八木沢・宮古短大駅開業 東日本旅客鉄道(株)根岸線関内駅改善事業完了	譲渡線 活性化 活性化 駅総合改善
R 1 年 度	1. 8. 24 11. 30 2. 3. 14 3. 31	平成筑豊鉄道(株)田川線令和コスタ行橋駅開業 相鉄・JR直通線（西谷～羽沢横浜国大）開業 若桜鉄道(株)若桜線八東駅行き違い設備整備事業完了 阪急電鉄(株)京都本線・京福電気鉄道(株)嵐山本線 西院駅改善事業完了	活性化 都市利便 活性化 駅総合改善
R 2 年 度	2. 4. 3 5. 18 9. 1 3. 3. 13 3. 13 3. 13 3. 25	京浜急行電鉄(株)本線金沢八景駅改善事業完了 三陸鉄道(株)新田老駅開業 北条鉄道(株)法華口駅行き違い設備供用開始 ひたちなか海浜鉄道(株)美乃浜学園駅開業 えちごトキめき鉄道(株)えちご押上ひすい海岸駅開業 土佐くろしお鉄道(株)あき総合病院前駅開業 東急電鉄(株)池上線池上駅改善事業完了	駅総合改善 活性化 活性化 活性化 活性化 活性化 駅総合改善
R 3 年 度	3. 12. 9 4. 3. 12 3. 30	西武鉄道(株)多摩川線多磨駅改善事業完了 あいの風とやま鉄道(株)新富山口駅開業 山陽電気鉄道(株)本線大塩駅改善事業完了	駅総合改善 活性化 駅総合改善
R 4 年 度	4. 9. 23 5. 3. 18 3. 27 3. 30	九州旅客鉄道(株)西九州新幹線（武雄温泉～長崎）開業 相鉄・東急直通線（羽沢横浜国大～日吉）開業 福岡市七隈線（天神南～博多）開業 阪急電鉄(株)神戸線春日野道駅改善事業完了	新幹線 都市利便 地下鉄 駅総合改善

R 5 年 度	5. 8. 24	南阿蘇鉄道(株)地域公共交通計画事業完了	活性化
	6. 1. 28	西日本旅客鉄道(株)可部線下祇園駅改善事業完了	駅総合改善
	6. 3. 16	白山市地域公共交通協議会地域公共交通計画事業完了 (IRいしかわ鉄道(株) 西松任駅開業)	活性化
	6. 3. 16	西日本旅客鉄道(株)北陸新幹線(金沢～敦賀)開業	新幹線
R 6 年 度 以 降	(予定)	関西高速鉄道(株)なにわ筋線開業予定 東京地下鉄(株)有楽町線(豊洲～住吉)開業予定 東京地下鉄(株)南北線(品川～白金高輪)開業予定 高松琴平電気鉄道(株)地域公共交通計画事業完了予定 (株)ハピラインふくい地域公共交通計画事業完了予定 日本貨物鉄道(株)貨物列車走行対応化工事完了予定 相模鉄道(株)本線海老名駅改善事業完了予定 小田急電鉄(株)江ノ島線中央林間駅改善事業完了予定 小田急電鉄(株)小田急線鶴川駅改善事業完了予定 東海旅客鉄道(株)東海道本線刈谷駅改善事業完了予定 京浜急行電鉄(株)本線品川駅改善事業完了予定 北海道旅客鉄道(株)北海道新幹線(新函館北斗～札幌)開業予定	地下鉄 地下鉄 地下鉄 活性化 活性化 活性化 駅総合改善 駅総合改善 駅総合改善 駅総合改善 駅総合改善 新幹線

Ⅱ 都市鉄道の整備推進

既存の都市鉄道施設を有効活用しつつ速達性の向上を図ることにより、利用者の利便の増進に資する事業、大都市交通の大きな担い手である地下鉄の整備等を推進するとともに、貨物専用線の旅客線化や次世代ステーションの創造を図る鉄道駅の総合改善事業等による都市機能の向上・活性化等を推進するため、助成を行っています。

1 都市鉄道の利便増進

<都市鉄道利便増進事業費補助>

(1) 制度の概要

相当程度拡充してきた都市鉄道ネットワーク（既存ストック）を有効活用し、利用者利便の増進を図るため、連絡線の整備、相互直通化を行い、速達性の向上を推進する事業、また、駅周辺整備と一体的に行う駅整備（駅内外の一体的整備により移動の円滑化を図るための経路の改善等、既存の駅施設を有効活用しつつ行う駅施設の整備）による交通結節機能の高度化を図る事業に対し、その経費の一部を補助する。

(2) 制度の内容

①補助対象（本工事費、附帯工事費、用地費）

【速達性向上事業】（以下の整備等に要する経費）

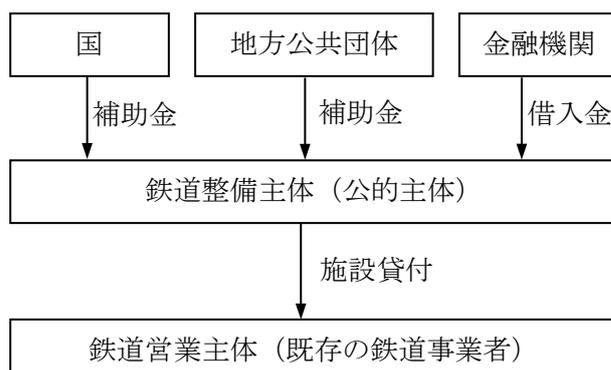
- ・ 既存の都市鉄道施設の間を連絡する新線の建設
- ・ 複数の路線の間を連絡するために必要となる都市鉄道施設の整備（上記に掲げるものを除く。）
- ・ 列車が追越しを行うために必要となる都市鉄道施設の整備

【駅施設利用円滑化事業】（以下の整備等に要する経費）

- ・ 既存の駅施設（当該駅施設及びこれと一体として利用されている駅施設における1日当たりの平均的な旅客の乗降及び乗継ぎの数が15万人以上であるものに限る。）における乗降又は乗継ぎを円滑に行うためのプラットホーム、改札口又は通路の整備
- ・ 上記の整備と一体的に行う自動車駐車場又は自転車駐車場の整備
- ・ 鉄道線路の配置の変更その他上記整備に併せて行われる鉄道施設の変更

②補助率 補助対象経費の1/3以内（地方公共団体が補助する額と同額）

③補助の仕組



④当初予算額の推移（単位：百万円）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
予算額	11,568	11,568	11,568	6,736	1,400

⑤問い合わせ先

鉄道助成部助成課 TEL 045-222-9134 FAX 045-222-9149

(3) 事業の概要

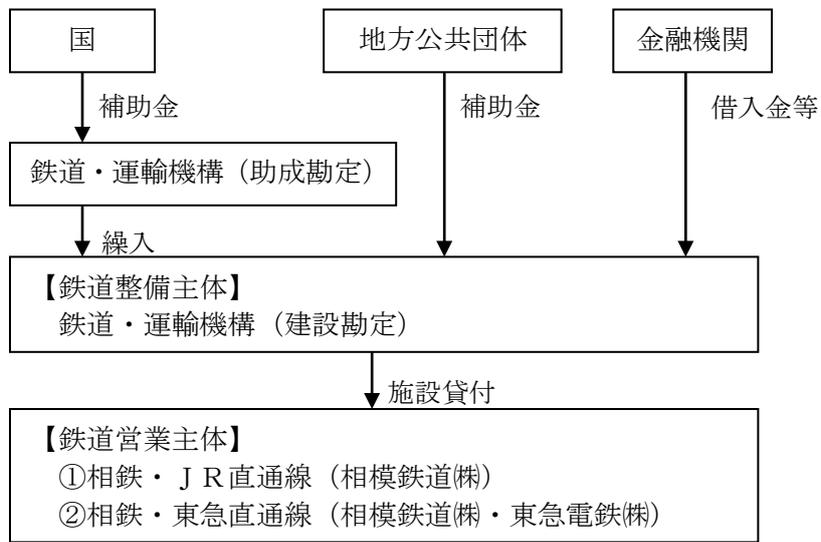
【速達性の向上】

神奈川東部方面線

- ① 相鉄・JR直通線
- ② 相鉄・東急直通線

横浜市西部及び神奈川県央部と東京都心部を直結することにより、両地域間の速達性の向上や広域鉄道ネットワークの形成と機能の高度化を図ることを目的とし、①相鉄・JR直通線の事業においては、相模鉄道本線西谷駅付近から東日本旅客鉄道東海道貨物線横浜羽沢駅付近（約2.7km）までを、②相鉄・東急直通線の事業においては、横浜羽沢駅付近から東急電鉄東横線日吉駅（約10km）までの連絡線等の整備を行う。

- ① 相鉄・JR直通線 西谷駅～羽沢横浜国大駅（令和元年11月30日開業）
- ② 相鉄・東急直通線 羽沢横浜国大駅～日吉駅（令和5年3月18日開業）



・路線図



【駅施設の利用円滑化】 現在実施中の事業はなし

2 地下高速鉄道の整備

<地下高速鉄道整備事業費補助>

(1) 制度の概要

大都市及びその周辺において通勤・通学輸送を目的として、主として地下に建設される鉄道の整備を促進するため、その整備を行う地方公共団体等の事業者に対して、建設費及び大規模改良工事費等の一部を補助する。

(2) 制度の内容

① 補助対象

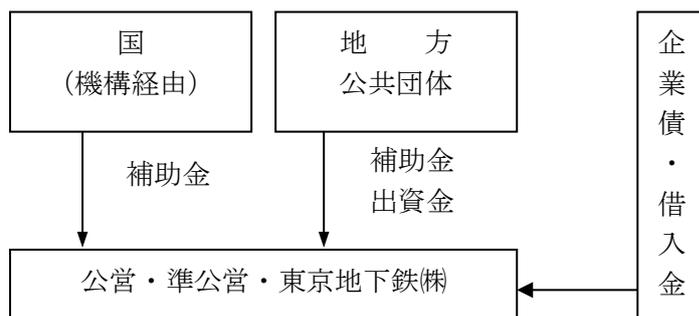
新線建設費、耐震補強工事、浸水対策工事及び駅のバリアフリー化等のための大規模改良工事費

$(\text{建設費} - \text{総係費}^1) - \text{車両費} - \text{建設利子}) \times 1.02 \times 80\% \times 90\%$

② 補助率

補助対象事業費の35%以内（地方公共団体の補助金額の範囲内）

③ 補助の仕組



④ 当初予算額の推移（単位：百万円）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
予算額	6,607	7,049	4,473	8,050	13,864

(注) 過去建設分の分割交付分は国からの直接交付となっており、これを含まない。

⑤ 問い合わせ先

鉄道助成部助成課 TEL 045-222-9134 FAX 045-222-9149

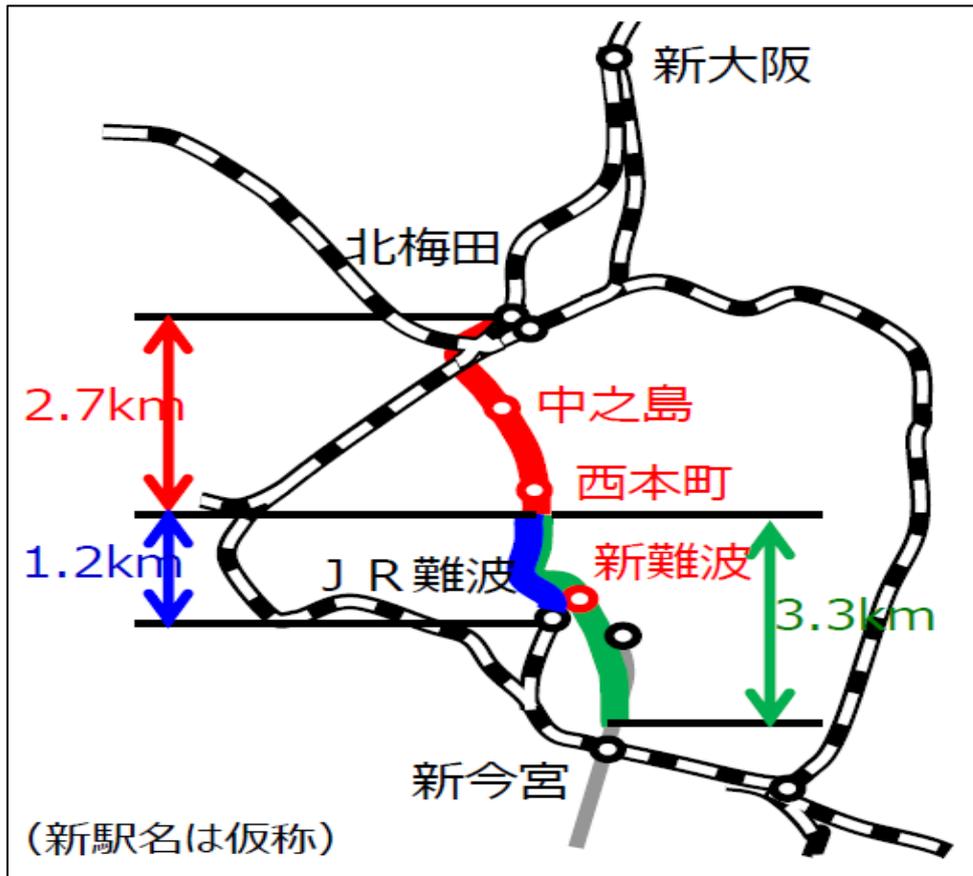
(3) 事業の概要

- ① 新線建設 東京地下鉄(株)、関西高速鉄道(株)
- ② 大規模改良 札幌市、東京都、横浜市、名古屋市、神戸市
- ③ 耐震補強 東京都、名古屋市
- ④ 浸水対策 京都市、東京地下鉄(株)

1) 総係費：直接人件費、事務費等

地下高速鉄道整備事業費補助 対象路線図

関西高速鉄道(株) (なにわ筋線) (令和13年春開業予定)



東京地下鉄(株)

(有楽町線延伸：豊洲・住吉間) (2030年代半ば開業予定)

(南北線延伸：品川・白金高輪間) (2030年代半ば開業予定)

【事業区間位置図】



3 空港アクセス鉄道等の整備

<空港アクセス鉄道等整備事業費補助>

(1) 制度の概要

主として空港利用者の利用のために建設、改良される空港アクセス鉄道と主としてニュータウン居住者の利用のために建設されるニュータウン鉄道の整備を促進するため、これらの鉄道を整備する地方公共団体、第三セクターに対して、その整備費の一部を補助する。

(2) 制度の内容

① 補助対象

新線建設費、耐震補強工事費及び転落防止柵整備のための大規模改良工事費*

(建設費－総係費¹⁾－車両費－建設利子－開発者負担金等²⁾) × 80%

平成9年度以前採択路線 (建設費－総係費－車両費－建設利子－開発者負担金)
× 1.02 × 90% × 95%

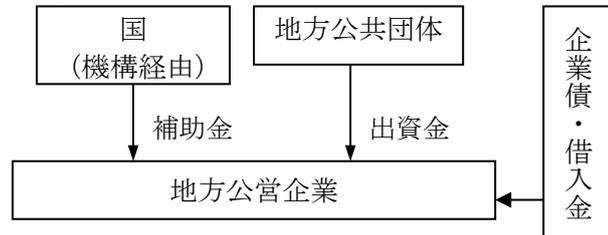
* 転落防止柵整備のための大規模改良工事費は平成17年度から補助対象

② 補助率

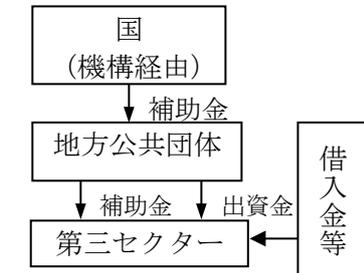
- ・ 空港アクセス鉄道 補助対象事業費の18%以内 (地方公共団体も同等の補助)
(成田高速鉄道アクセス線整備事業については1/3)
- ・ ニュータウン鉄道 補助対象事業費の15%以内 (地方公共団体も同等の補助)
(平成13年度以前採択については18%)

③ 補助の仕組

i 地方公営企業



ii 第三セクター



④ 当初予算額の推移 (単位: 百万円)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
予算額	0	0	0	0	0

⑤ 問い合わせ先

鉄道助成部助成課 TEL 045-222-9134 FAX 045-222-9149

(3) 事業の概要

現在実施中の事業はなし

1) 総係費: 直接人件費、事務費等

2) 開発者負担金: 施工基面以下の工事費の1/2とニュータウン区域外の用地買収費のうち素地価格を上回る部分

4 貨物鉄道の旅客線化

< 幹線鉄道等活性化事業費補助 >

(1) 制度の概要

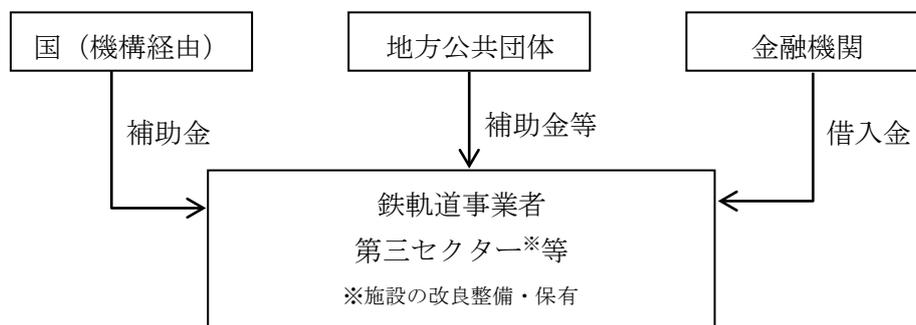
大都市圏における貨物鉄道線を旅客線化し、効率的な鉄道整備の事業に対し、その経費の一部を補助する。

(2) 制度の内容

①補助対象 貨物鉄道の旅客線化のための鉄道施設の整備に要する経費
×90%×80%×90%
(土木費、線路設備費、開業設備費、用地費)

②補助率 補助対象経費の2/10以内(地方公共団体から受ける出資金及び補助額の合計額以内)

③補助の仕組



④当初予算額の推移 (単位: 百万円)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
予算額	0	0	0	0	0

⑤問い合わせ先

鉄道助成部助成課 TEL 045-222-9134 FAX 045-222-9149

(3) 事業の概要

現在実施中の事業はなし

5 乗継の円滑化

<幹線鉄道等活性化事業費補助>

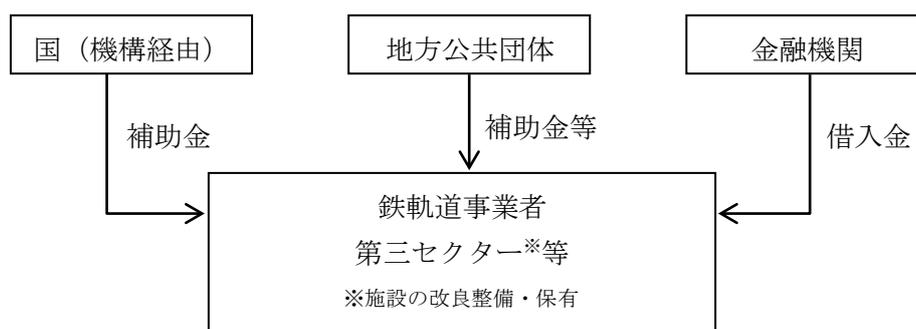
(1) 制度の概要

乗継円滑化のために、第三セクター等が行う鉄道施設の整備を行う事業に対し、その経費の一部を補助する。

(2) 制度の内容

- ①補助対象 乗継円滑化のための鉄道施設の整備に要する経費
(土木費、線路設備費、開業設備費、用地費)
- ②補助率 補助対象経費の2/10以内(地方公共団体から受ける出資金及び補助額の合計額以内)

③補助の仕組



④当初予算額の推移(単位:百万円)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
予算額	0	0	0	0	0

⑤問い合わせ先

鉄道助成部助成課 TEL 045-222-9134 FAX 045-222-9149

(3) 事業の概要

現在実施中の事業はなし

6 駅空間の質的進化（次世代ステーション創造事業）

<鉄道駅総合改善事業費補助>

(1) 制度の概要

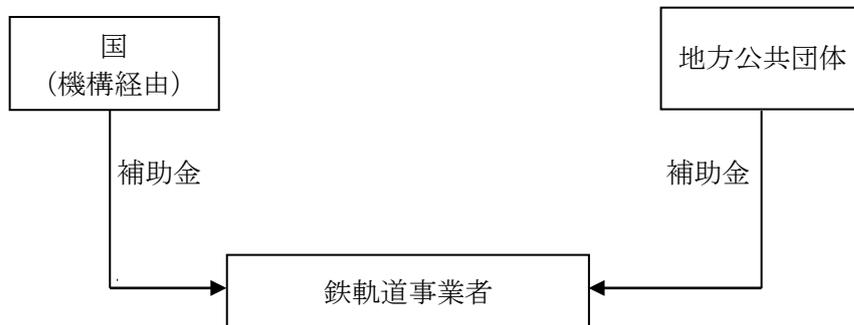
地方公共団体、鉄軌道事業者、地方運輸局等からなる協議会において策定された整備計画に基づき、ホームやコンコースの拡幅等の駅改良、バリアフリー施設や生活支援機能施設、観光案内施設等の駅空間の高度化に資する施設の整備を行う経費の一部を補助する。

(2) 制度の内容

①補助対象 駅改良及び駅改良と併せて行うバリアフリー施設、駅空間高度化機能施設の整備を行う事業に要する経費
(土木費、線路設備費、電路設備費、停車場設備費、駅附帯設備費、附帯工事費、用地費)

②補助率 補助対象経費の1/3以内（地方公共団体の補助額以内の額）
※ バリアフリー基本構想に位置づけられた鉄道駅のバリアフリー施設整備については、補助率1/2以内

③補助の仕組



④当初予算額の推移（単位：百万円）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
予算額	1,757	1,757	2,100	2,055	2,101

（注）形成計画事業の継続事業については引き続き実施。

⑤問い合わせ先

鉄道助成部助成課 TEL 045-222-9134 FAX 045-222-9149

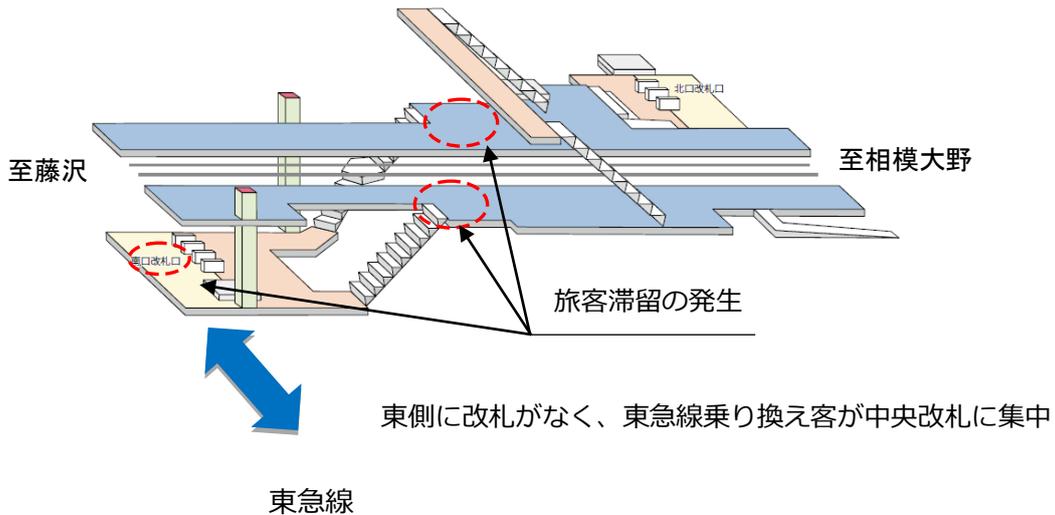
(3)事業の概要

①小田急電鉄株 江ノ島線 中央林間駅

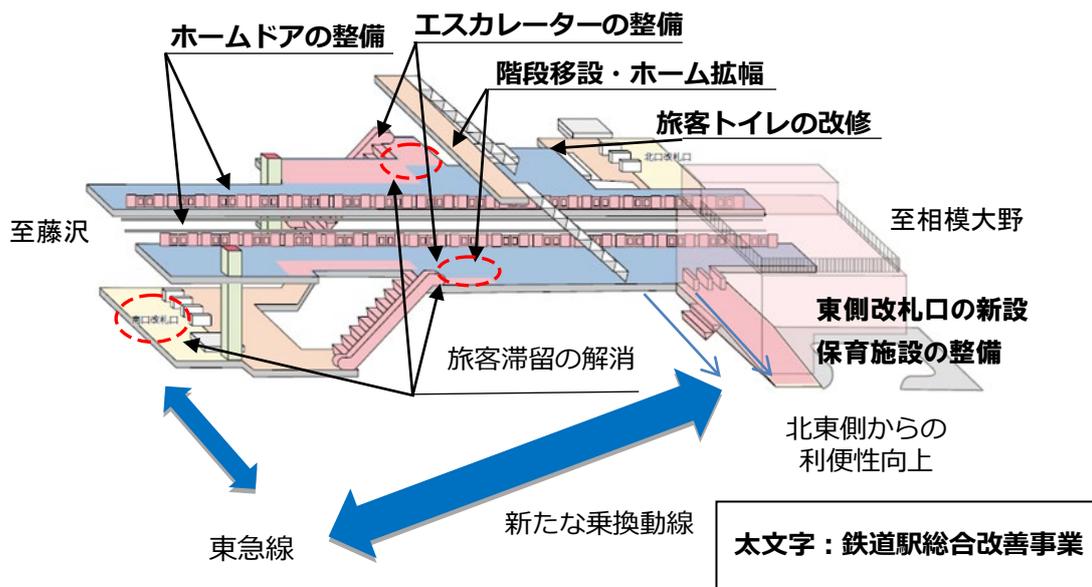
東側改札口の新設による東急田園都市線との新たな乗換動線の確保や階段移設、ホーム拡幅によるホーム・コンコースの混雑緩和等、鉄道利用者の利便性・安全性の向上を図るとともに、地域のニーズにあった生活支援施設（保育施設）を整備することにより、駅機能の高度化を図る。（令和6年度完成予定）

現状

通路、ホームが混雑し列車遅延が発生



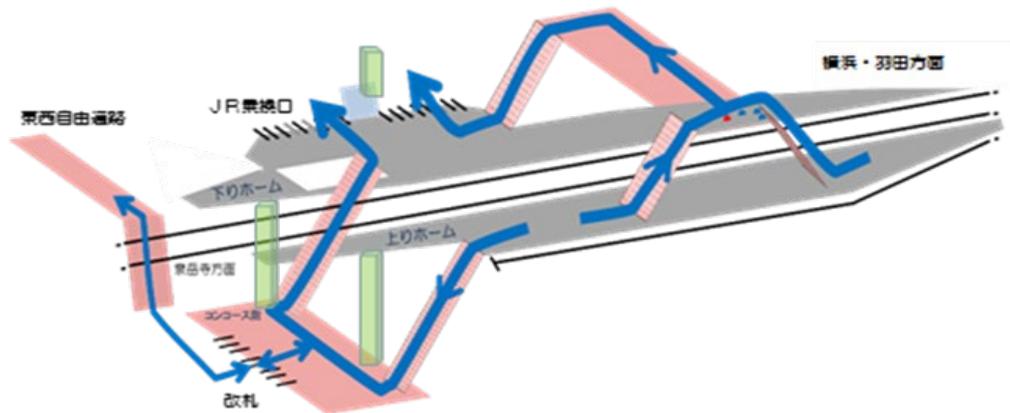
整備後



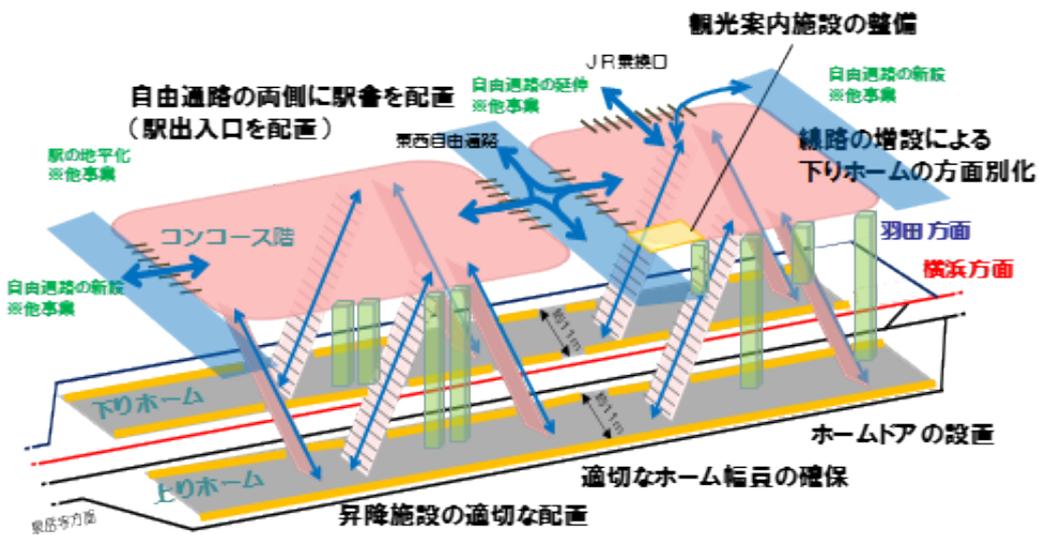
②京浜急行電鉄(株) 京急本線 品川駅

連続立体交差事業等の駅周辺整備と合わせて、線路の増設（2面4線化）、ホームドアの設置、昇降施設の増設等、鉄道利用者の安全性・利便性向上を図るとともに、地域のニーズにあった観光案内施設を整備することにより、駅機能の高度化を図る。
 (令和11年度完成予定)

現状



整備後



7 譲渡線に対する利子補給

<譲渡線建設費等利子補給金>

(1) 制度の概要

旧日本鉄道建設公団又は鉄道建設・運輸施設整備支援機構が譲渡した鉄道施設に係る鉄道建設債券及び借入金の支払利子額の一部を補給することを目的として国から交付された補給金を助成勘定で受け入れ、建設勘定に繰り入れる。

(2) 制度の内容

①補給対象

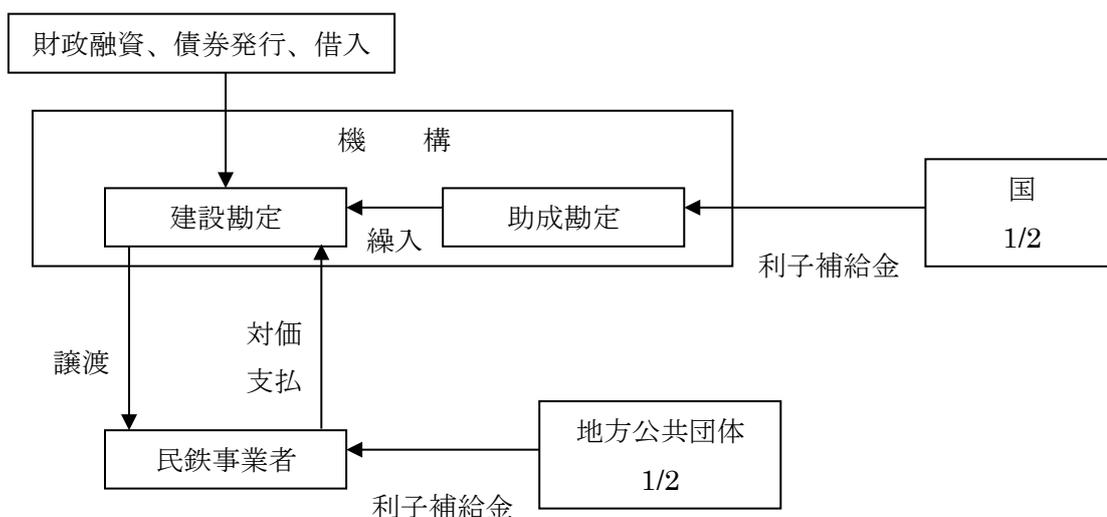
譲渡線（P線）

- ・補給期間 譲渡後 25 年間（ニュータウン線は 15 年間）

②補給率

予算で定める率（5.0%）を超える部分の 1/2 等（地方公共団体も国と同等の負担）

③補給の仕組



④当初予算額の推移（単位：百万円）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
予算額	41	26	21	14	11

⑤問い合わせ先

鉄道助成部助成課 TEL 045-222-9134 FAX 045-222-9149

Ⅲ 幹線鉄道の整備推進

在来幹線鉄道を改良し高速化することにより、新幹線とのアクセシビリティの向上を図るとともに、広域的な地域間の連携の強化や地域の活性化に資する高速輸送体系の形成を促進するため、助成を行っています。

1 乗継の円滑化

<幹線鉄道等活性化事業費補助>

(1) 制度の概要

都市鉄道と同様【助成編Ⅱ 5 乗継の円滑化（P 18）参照】

(2) 制度の内容

都市鉄道と同様【助成編Ⅱ 5 乗継の円滑化（P 18）参照】

(3) 事業の概要

現在実施中の事業はなし

2 幹線鉄道的高速化

<幹線鉄道等活性化事業費補助>

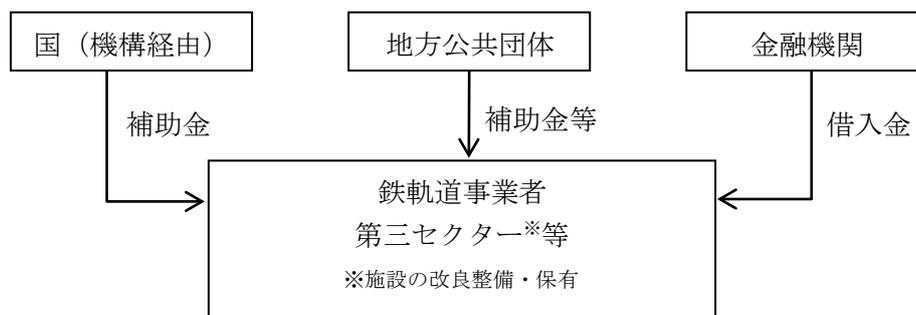
(1) 制度の概要

高速輸送体系の形成の促進に資するため、第三セクター等が行う在来の幹線鉄道を高速化するための鉄道施設整備に要する経費の一部を補助する。

(2) 制度の内容

- ①補助対象 在来の幹線鉄道を高速化するための鉄道施設整備に要する経費
(土木費、線路設備費、開業設備費、用地費)
- ②補助率 補助対象経費の2/10以内(地方公共団体から受ける出資金及び補助額の合計額以内)

③補助の仕組



④当初予算額の推移(単位:百万円)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
予算額	0	0	0	0	0

⑤問い合わせ先

鉄道助成部助成課 TEL 045-222-9134 FAX 045-222-9149

(3) 事業の概要

現在実施中の事業はなし

3 まちづくりと連携した幹線鉄道的高速化

<幹線鉄道等活性化事業費補助>

(1) 制度の概要

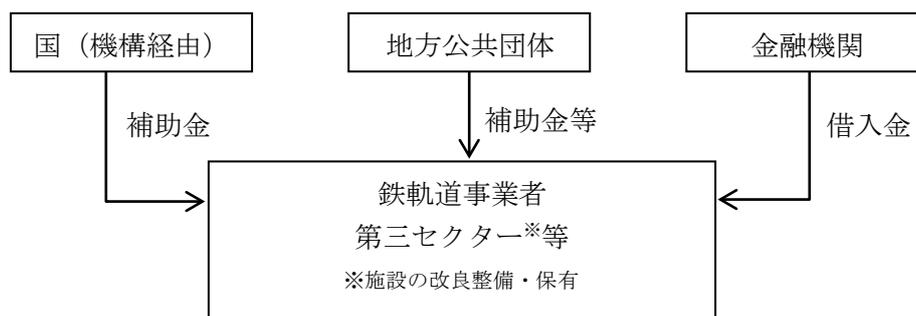
高速交通体系の形成を促進するため、(連続立体交差や駅周辺整備等沿線のまちづくりと連携して) 第三セクター等が行う、在来幹線鉄道的高速化に必要な施設整備の事業に対し、その経費の一部を補助する。

(2) 制度の内容

①補助対象 まちづくりと連携した在来の幹線鉄道を高速化するための鉄道施設整備に要する経費×80%
(土木費、線路設備費、開業設備費、用地費)

②補助率 補助対象経費の1/3以内(地方公共団体から受ける出資金及び補助額の合計額以内)

③補助の仕組



④当初予算額の推移 (単位: 百万円)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
予算額	0	0	0	0	0

⑤問い合わせ先

鉄道助成部助成課 TEL 045-222-9134 FAX 045-222-9149

(3) 事業の概要

現在実施中の事業はなし

4 地域公共交通計画事業（コミュニティ・レール化）

< 幹線鉄道等活性化事業費補助 >

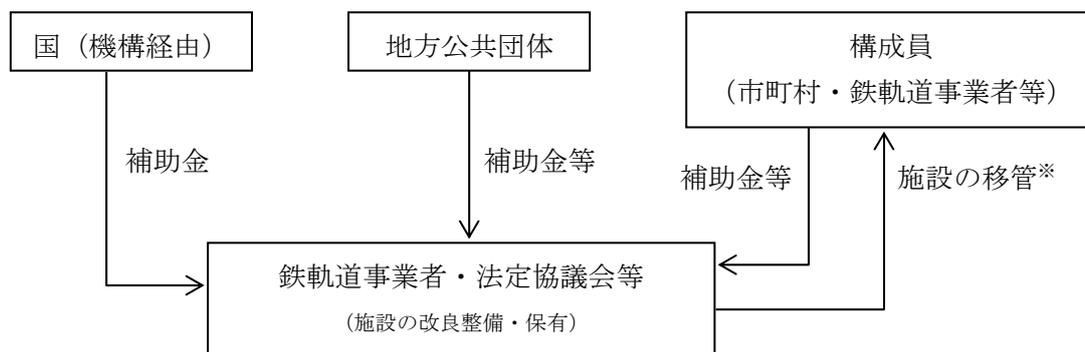
(1) 制度の概要

潜在的な鉄道利用ニーズが大きい地方都市やその近郊の路線等について、地域公共交通活性化・再生法に基づく地域公共交通計画の枠組みを活用した、地域鉄道の利用促進や地域の活性化を図る鉄道の利便性向上のための施設整備の事業に対し、その経費の一部を補助する。

(2) 制度の内容

- ①補助対象 地域公共交通計画に基づく鉄軌道利用者の利便性向上を図るための施設の整備に要する経費
(土木費、線路設備費、開業設備費、用地費)
- ②補助率 補助対象経費の1/3以内（地方公共団体から受ける出資金及び補助、負担金の合計額以内）

③補助の仕組



※整備された施設について、法定協議会においては規約等においてあらかじめ定められた者に移管する。

④当初予算額の推移（単位：百万円）

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6※
予算額	483	361	170	23	20

※令和5年度補正予算事業 592百万円の内数も活用

⑤問い合わせ先

鉄道助成部助成課 TEL 045-222-9134 FAX 045-222-9149

(3)事業の概要

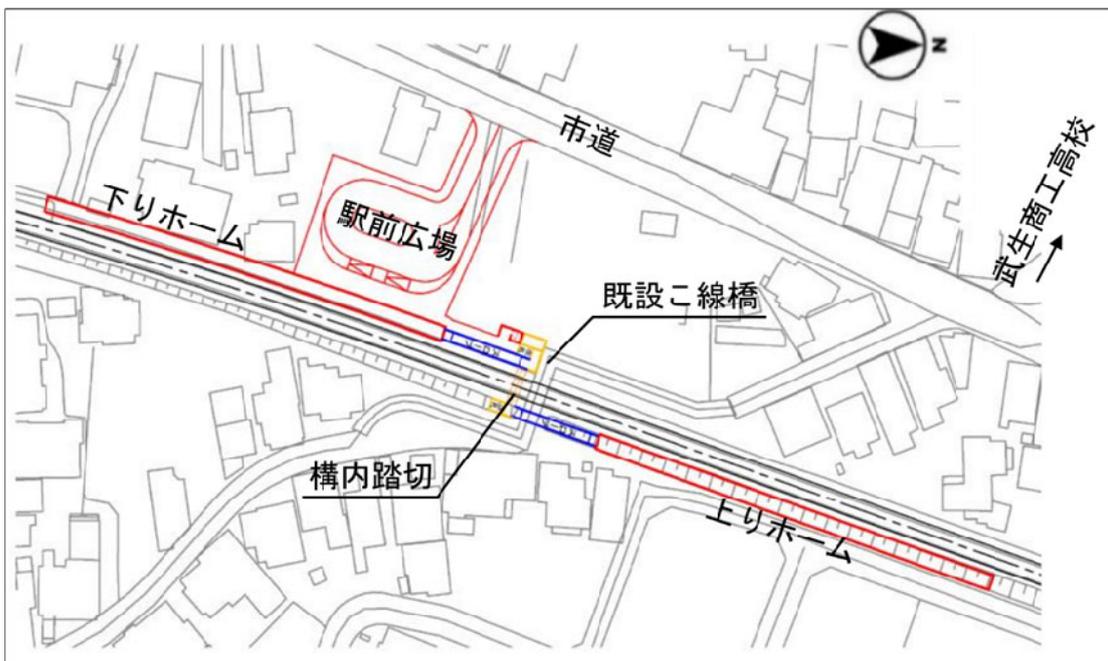
○高松琴平電気鉄道株式会社（新駅整備事業）

鉄道を基軸とし、地域内を運行する路線バスの再編によるフィーダー交通の強化により、市中心部とのアクセス性の向上を図り、もって集約型都市構造の形成や鉄道の利用促進に寄与するため、高松琴平電気鉄道・琴平線の太田駅～仏生山駅間に新駅を設置する。（令和6年度完了予定）



○(株)ハピラインふくい（新駅整備事業）

ハピラインふくいは、JR西日本から経営分離される並行在来線のうち、福井県区間（大聖寺駅～敦賀駅間）を運行。開業後、越前市内の周辺居住者や通学利用者の交通便利性向上のため、武生駅～王子保駅間に新駅を設置することにより、沿線の通学利用者をはじめとする新たな利用者増を図る。（令和6年度完了予定）



5 貨物鉄道の整備

<幹線鉄道等活性化事業費補助>

(1) 制度の概要

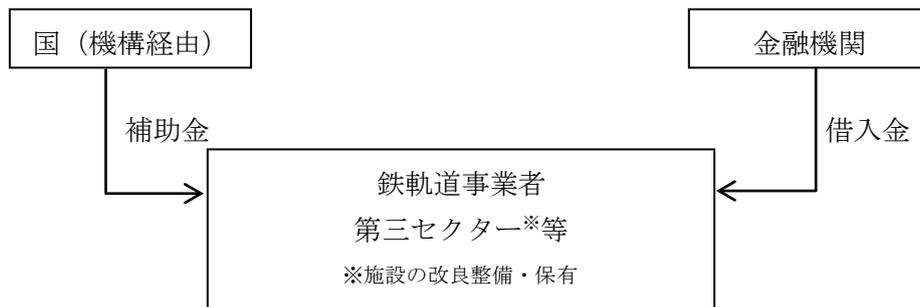
環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送へのモーダルシフトを促進するための貨物列車走行対応化（輸送力増強）、又は貨物拠点整備に必要な施設整備の事業に対し、その経費の一部を補助する。

(2) 制度の内容

①補助対象 旅客専用線の貨物列車走行対応化(輸送力増強)又は、貨物駅の拠点化のための鉄道施設の整備に要する経費
(土木費、線路設備費、開業設備費、用地費)

②補助率 貨物列車走行対応化：補助対象経費の3／10以内
貨物拠点整備事業：補助対象経費の2／10以内

③補助の仕組み



④当初予算額の推移 (単位：百万円)

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6※
予算額	0	0	0	0	20

※令和5年度補正予算事業 592百万円の内数も活用

⑤問い合わせ先

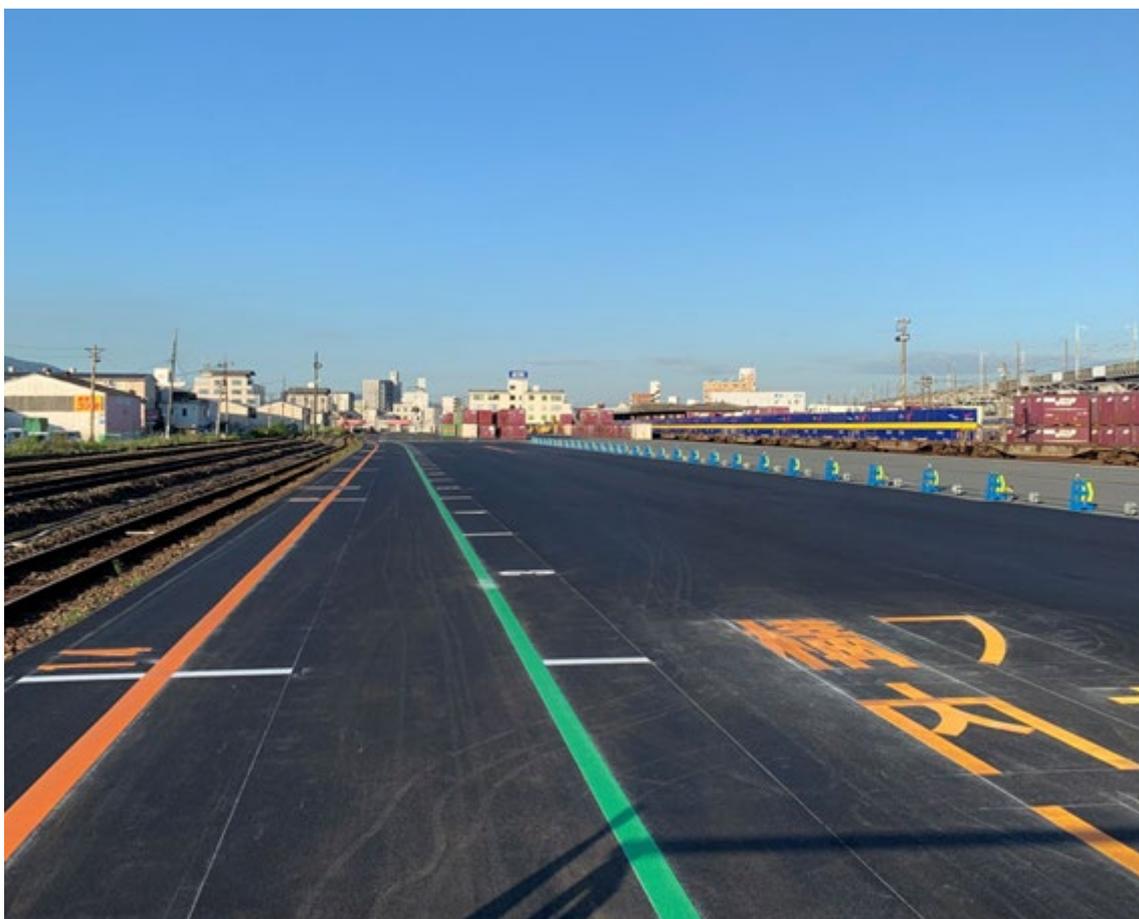
鉄道助成部助成課 TEL 045-222-9134 FAX 045-222-9149

(3)事業の概要

山陽線は、自然災害等により長期にわたる路線寸断の発生の際に、多くの貨物列車が運休となり、トラック等の代行輸送による物流ネットワークの維持は喫緊の課題である。

このため、災害時においても可能な限り貨物列車の運行を行うとともに、トラックによる代行輸送を迅速かつ安定的に行えるよう、「新南陽駅（山陽線）」においてコンテナホームの拡幅、代行トラック用の駐車場の整備などを行う。（令和8年度完了予定）

【イメージ】



IV 鉄道の安全・防災対策

老朽化や自然災害等による鉄道施設への被害の未然・拡大防止のための安全対策事業、踏切道における事故防止と道路交通の円滑化に必要な踏切保安設備の整備等、安全かつ安定的な鉄道輸送サービスを提供し、安心できる生活環境を維持するため、助成を行っています。

1 鉄道防災

<鉄道防災事業費補助>

(1) 制度の概要

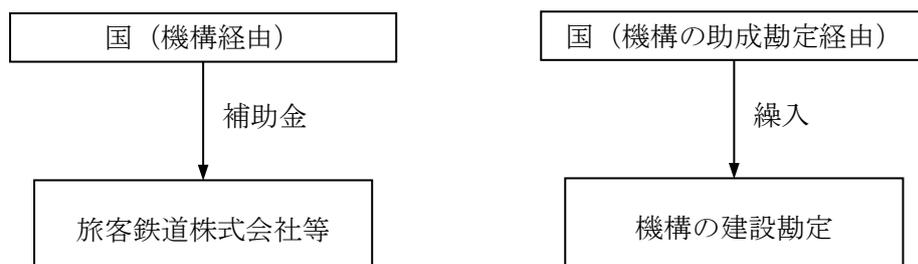
旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社が施行する落石・なだれ等対策、河川改修又は海岸等保全の施設整備工事のうち、単に鉄道事業の運営の円滑化に寄与するのみならず、市街地、集落、主要公共施設及び耕地等の保全保護にも資する公共的防災事業に要する経費の一部及び機構が自ら施行する青函トンネルの機能保全に要する経費の一部を補助する。

(2) 制度の内容

①主な補助対象及び補助率

区分	補助率	採 択 基 準
落石・なだれ等対策	1/2	1. 荒廃山地等の整備及び荒廃危険山地等の崩壊等の予防に係るもの(治山) 2. なだれ防止林の造成に係るもの(治山) 3. 溪流において施行するもの及びこれと一体となって直接溪流に土砂を排出することを防止するために施行するもの(地すべり) 4. 前記3. の目的のために山腹で施行するもの(地すべり) 5. 荒廃した山地において多量の土砂を流出する恐れのある溪流に対して施行するもの(砂防)
海岸等保全	1/2	1. 海岸施設の新設又は改良に係るもの(海岸)
	1/3	2. 局部改良に係るもの(海岸) 3. 1級河川又は2級河川に係るもの(河岸) 4. 準用河川に係るもの(河岸)
青函トンネル機能保全	2/3	青函トンネル(今別町浜名～知内町湯の里間53.9キロメートル)の機能を保全するために必要な施設(償却資産に限る。)の改修とする。 (ただし、函館指令センター等の青函トンネルに係る施設を含む。)

②補助の仕組



③当初予算額の推移 (単位：百万円)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
予算額	936	923	923	923	923

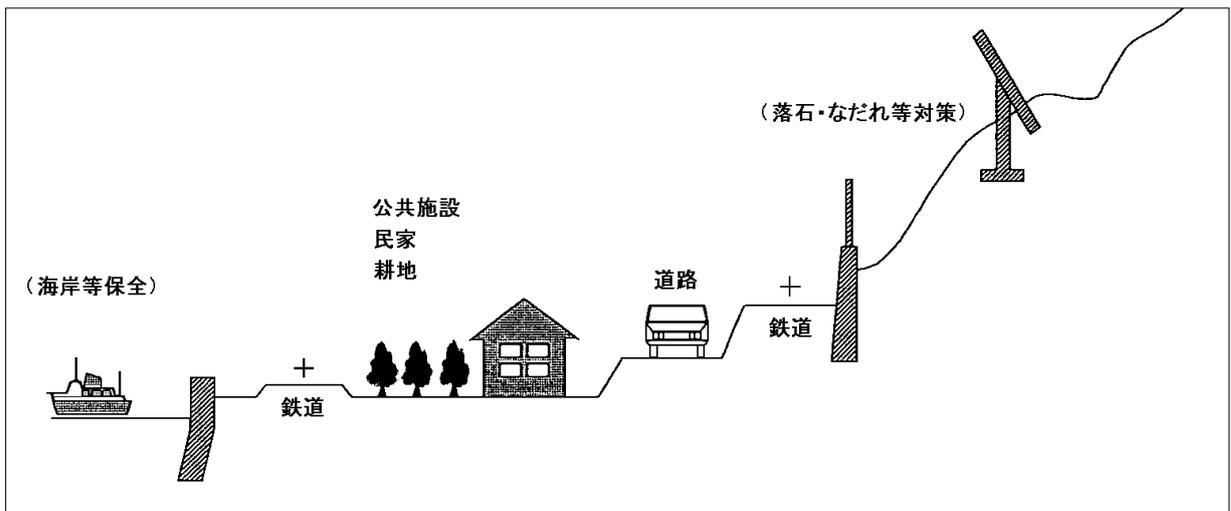
④問い合わせ先

鉄道助成部助成課 TEL 045-222-9134 FAX 045-222-9149

(3) 事業の概要

①落石・なだれ等対策、海岸等保全に係る防災事業

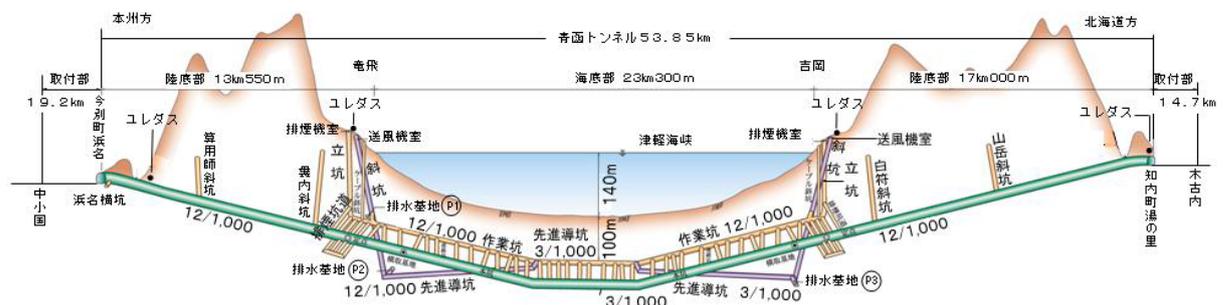
[概念図]



②青函トンネル機能保全に係る防災事業

青函トンネルに係る地震防災施設、排水施設、火災検知施設、消火避難誘導施設、トンネル覆工、変電所施設等トンネルの機能保全のための施設の改修

[青函トンネル立体略図]



2 踏切道の改良

< 鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備事業） >

(1) 制度の概要

「踏切道改良促進法」に基づき、踏切道の保安設備を整備することにより、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的として整備費用の一部を補助する。

踏切保安設備とは、踏切遮断機、踏切警報機（全方位型の増設を含む）、踏切警報時間制御装置、二段型遮断装置、大型遮断装置、オーバーハング型警報装置、踏切支障報知装置（障害物検知装置及び踏切障害物検知装置のうち高規格のもの又は操作装置に限る）及び踏切監視用カメラをいう。

(2) 制度の内容

①補助対象

ア 地方公共団体以外の鉄軌道事業者

- ・鉄軌道事業 $\left\{ \begin{array}{l} \text{欠損} \\ \text{営業損失} \\ \text{事業用固定資産営業利益率7\%以下} \end{array} \right\}$ のいずれかの要件に該当し、
- かつ
- ・全事業 $\left\{ \begin{array}{l} \text{欠損} \\ \text{営業損失} \\ \text{事業用固定資産営業利益率10\%以下} \end{array} \right\}$ のいずれかの要件に該当する者

イ 地方公共団体である鉄軌道事業者

鉄軌道事業において欠損を生じている者

②補助対象経費 保安設備の整備に要する経費（本工事費、構築物、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費、工事雑費）

③補助率 補助対象経費の1/2（鉄軌道事業において経常利益を生じている場合は1/3）以内

④当初予算額の推移（単位：百万円）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
予算額	4,189 の内数	4,308 の内数	4,588 の内数	5,035 の内数	4,514 の内数

⑤問い合わせ先

鉄道助成部助成課 TEL 045-222-9134 FAX 045-222-9149

(3) 事業の概要

令和5年度補助事業者

北海道旅客鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、京王電鉄(株)、西武鉄道(株)、東急電鉄(株)

新京成電鉄(株)、関東鉄道(株)、上毛電気鉄道(株)、小湊鉄道(株)、明知鉄道(株)

近畿日本鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、阪急電鉄(株)、南海電気鉄道(株)、阪神電気鉄道(株)、

能勢電鉄(株)、四国旅客鉄道(株)

計17社

V 鉄道の技術開発

一般鉄道の安全対策、環境対策などの鉄道技術開発を促進し、技術水準の向上を図るため、助成を行っています。

1 一般鉄道の技術開発

< 鉄道技術開発費補助金（一般鉄道） >

(1) 制度の概要

鉄道技術開発を促進し技術水準の向上を図ることを目的として、鉄道分野に関する技術開発を実施する能力を有する法人が行う技術開発に要する費用の一部を補助する。

(2) 制度の内容

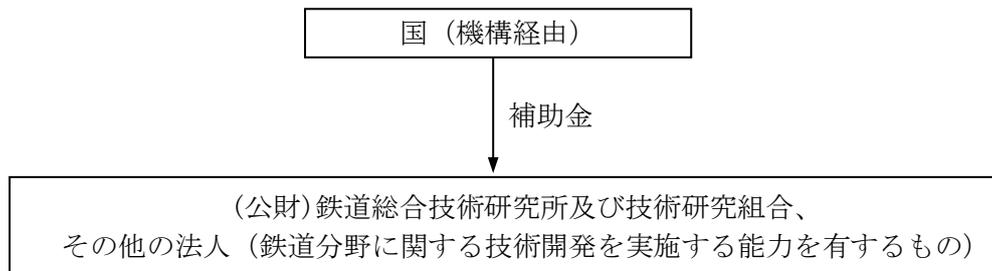
①補助対象

- ・新技術の鉄道への応用に係る基礎的、基盤的技術開発
- ・安全対策に係る技術開発
- ・環境対策に係る技術開発

②補助率

補助対象技術開発に要する経費の2分の1

③補助の仕組



④当初予算額の推移（単位：百万円）

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
予算額	137	121	102	42	28

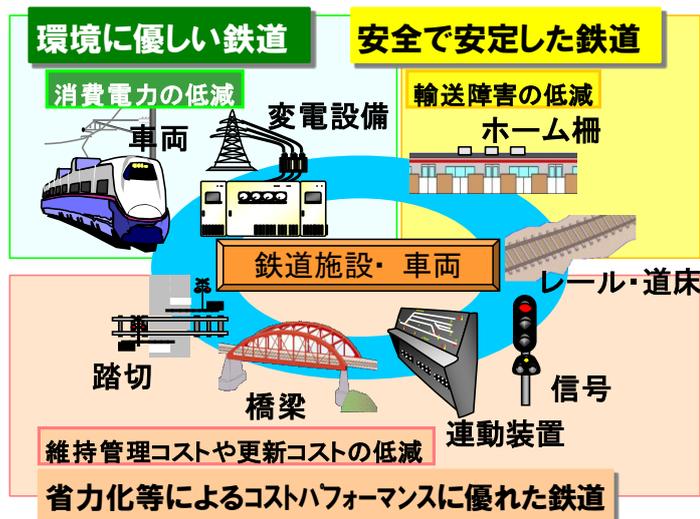
⑤問い合わせ先

鉄道助成部助成課 TEL 045-222-9134 FAX 045-222-9149

(3) 事業の概要

- ・気象災害対策に資する技術開発
- ・新技術を用いた老朽化対策に資する技術開発
- ・安全に資する技術開発
- ・省エネルギー化に資する開発
- ・画像解析技術を用いた旅客行動検出技術の開発
- ・列車前方検知等の鉄道自動運転に向けた要素技術の開発
- ・ユーザデバイス操作型 AI 案内システムの開発
- ・駅ホーム転落検知システムの精度向上に係る技術開発
- ・画像解析技術を用いた注意喚起システムの技術開発

【技術開発のイメージ】



【令和5年度開発実施事例】

<p>列車前方検知等の鉄道自動運転に向けた要素技術の開発</p>	<p>設備効率化に関わる新送電システムの基礎的技術開発</p>
<p>前方支障物検知と自動運転に向けた技術検討を実施する</p>	<p>超電導き電システムを実路線のき電回路へ導入し、営業運転の鉄道負荷による実証を行う</p>
<p>① 物体検知性能の安定化に関する開発 ・ 検知エリアの場所等による最適化検証と開発</p> <p>② 状況に応じた支障物の対応に関する開発 ・ 支障物種別による検知性能向上のための開発</p> <p>③ 自動運転に向けた機能及びシステムの開発 ・ 突発的な事象での連絡手段の検討</p>	<p>① 定格策定及び確認試験 ・ 超電導ケーブルを敷設する鉄道路線の仕様を参考に、超電導き電としての定格および性能を定め、通電試験を実施</p> <p>② 超電導き電システムの設置 ・ 超電導き電ケーブルを鉄道線路沿いに敷設し、端部に冷却システムを設置。設置後、絶縁耐力試験、冷却試験、通電試験を実施</p>

VI 整備新幹線の整備

新幹線（東海道・山陽・東北・上越・北陸・九州・北海道の各線）は、昭和 39 年の東海道新幹線開業以来、都市間旅客鉄道の主要部を担い、日本経済と国土の均衡ある発展に寄与してきました。

現在、全国新幹線鉄道整備法に基づき、整備新幹線の建設が推進されています。

また、整備新幹線の未着工区間における工事を円滑に実施するための調査などの建設推進高度化等事業を実施しています。

鉄道助成部（助成勘定）では、これらの事業を行う当機構の建設企画部（建設勘定）に対し、既設 4 新幹線を J R 本州 3 社に譲渡した収入の一部を原資とする事業資金と、国からの補助金の繰り入れを行っています。

1 整備新幹線の建設

<整備新幹線整備事業費補助、整備新幹線整備事業資金>

(1) 制度の概要

現在工事を進めている、整備新幹線3線3区間（北海道）[新函館北斗～札幌]、北陸[金沢～敦賀]、九州（西九州ルート）[武雄温泉～長崎]の整備事業に対し、その経費の一部を補助する。

（※ “事業資金” については、下記（2）④の（注）を参照）

(2) 制度の内容

① 補助対象

工事費（用地費及び本工事費）＋管理費＝事業費

② 補助率

【事業費補助】 定額（全国新幹線鉄道整備法に基づく法律補助）

“事業資金” 定額（JRからの収入）

③ 補助の仕組

【事業費補助】・“事業資金”		
国（公共事業関係費）・ 既設新幹線譲渡収入	地方公共団体	貸付料等収入
3分の2	3分の1	

④ 当初予算額の推移（単位：百万円）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
【事業費補助】	80,372	80,372	80,372	80,372	80,372
“事業資金”	16,300	16,300	16,300	-	-

（注）既設4新幹線（東海道・山陽・東北・上越）をJR本州3社（JR東日本・JR東海・JR西日本）に譲渡した収入（既設4新幹線譲渡収入）を原資とする“事業資金”を整備新幹線の建設等に充当している。

⑤ 問い合わせ先

鉄道助成部助成課 TEL 045-222-9134 FAX 045-222-9149

（参考）線区別事業費（令和6年度）

（単位：km、百万円）

線名等	線路延長	事業費	
北海道新幹線	新函館北斗～札幌	211	206,000
	新青森～新函館北斗	149	60
北陸新幹線	金沢～敦賀	125	15,000
九州新幹線（西九州ルート）	武雄温泉～長崎	66	6,440
計	552	227,500	

（注）当初予算ベース

2 未着工区間の調査等

<整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金>

(1) 制度の概要

整備新幹線の環境影響評価、工事を円滑に実施するための調査、整備方策の検討に必要な調査等に必要経費に対して補助を行う。

(2) 制度の内容

① 補助対象

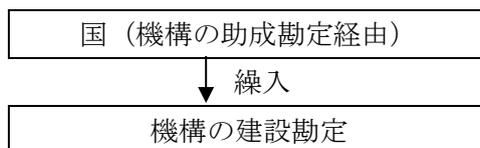
下記の調査等に必要経費

- ・北陸新幹線事業推進調査
- ・青函共用走行区間における新幹線列車の高速走行調査・開発
- ・経済設計調査等

② 補助率

定額（全額国費負担）

③ 補助の仕組



④ 当初予算額の推移（単位：百万円）

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
予算額	1,438	1,400	1,432	1,538	1,603

⑤ 問い合わせ先

鉄道助成部助成課 TEL 045-222-9134 FAX 045-222-9149

(3) 事業の概要

未着工区間における所要の調査：設計施工法等調査、経済設計調査等

3 新線調査等

<新線調査費等補助金（都心直結線）>

(1) 制度の概要

都心—空港・郊外直結鉄道の調査に対し補助を行う。

(2) 制度の内容

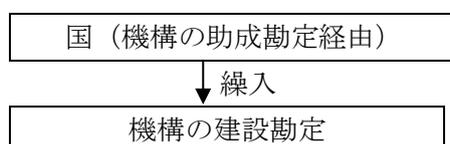
① 対象経費

都心—空港・郊外直結鉄道の整備に必要な基礎資料等を作成するための調査に要する経費

② 補助率

定額（全額国費負担）

③ 補助の仕組



④ 当初予算額の推移（単位：百万円）

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
予算額	0	0	0	0	0

⑤ 問い合わせ先

鉄道助成部助成課 TEL 045-222-9134 FAX 045-222-9149

(3) 事業の概要

現在実施中の事業はなし。

整備新幹線路線図



新幹線鉄道の概要(令和6年度版)

(令和6年5月末現在)

路線名	区間	延長(km)	基本計画決定	整備計画決定	現況等	
営業線	東海道	東京～新大阪	515	—	—	S39.10.1開業
	山陽	新大阪～博多	554	—	—	新大阪～岡山 S47.3.15開業 岡山～博多 S50.3.10開業
		北海道	新青森～新函館北斗	149	S47.6.29	S48.11.13
	東北	東京～盛岡	496	S46.1.18	S46.4.1	大宮～盛岡 S57.6.23開業 上野～大宮 S60.3.14開業 東京～上野 H3.6.20開業
		盛岡～八戸	97	S47.6.29	S48.11.13	H14.12.1開業
		八戸～新青森	82	S47.6.29	S48.11.13	H22.12.4開業
	上越	大宮～新潟	270	S46.1.18	S46.4.1	S57.11.15開業
	北陸	高崎～長野	117	S47.6.29	S48.11.13	H9.10.1開業
		長野～金沢	228	S47.6.29	S48.11.13	H27.3.14開業
	九州(鹿児島ルート)	金沢～敦賀	125	S47.6.29	S48.11.13	R6.3.16開業
		博多～新八代	130	S47.6.29	S48.11.13	H23.3.12開業
	九州(西九州ルート)	新八代～鹿児島中央	127	S47.6.29	S48.11.13	H16.3.13開業
		武雄温泉～長崎	66	S47.12.12	S48.11.13	R4.9.23開業
		計	2,956			
	工事線	北海道	新函館北斗～札幌	211	S47.6.29	S48.11.13
		計	211			

延長の計は、四捨五入の関係で合わない場合がある。

Ⅶ 国における鉄道助成制度

鉄軌道事業者が実施する鉄道施設の耐震対策・浸水対策や、経営環境が厳しい地域鉄道事業者が行う安全な輸送の維持のために必要な設備の整備等に対して、国土交通省から直接助成が行われています。

1 鉄道施設の耐震対策

< 鉄道施設総合安全対策事業費補助 >

(1) 制度の概要

阪神・淡路大震災及び東日本大震災を踏まえ、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている首都直下地震・南海トラフ地震等に備えて、地震時における、より多くの鉄道利用者の安全確保や、社会・経済的影響の軽減を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を一層推進するため、鉄軌道事業者が実施する主要な鉄道駅の耐震補強に要する経費の一部を補助する。

(2) 制度の内容

① 補助対象経費

I 鉄道駅耐震補強事業

乗降客数が一日一万人以上の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅において、駅の建築物の安全性の向上のための耐震補強、及び駅の機能維持のために必要最小限の範囲の構造物で柱、基礎等の補強により耐震補強に要する経費。

II 鉄道施設緊急耐震対策事業

その全部又は一部が首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域内にある路線の橋りょうのうち、地方自治体が指定する緊急輸送道路及び津波避難路（以下「緊急輸送道路等」という。）と交差又は並走する箇所において、緊急輸送道路等の機能維持のために柱、基礎等の補強や落橋防止工の整備により耐震補強に要する経費。

III 首都直下地震・南海トラフ地震対策事業

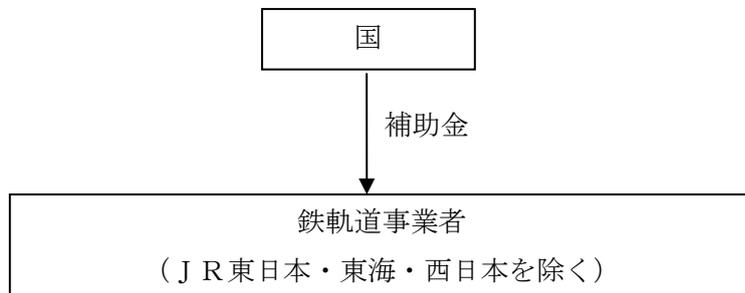
その全部又は一部が首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域内にある、片道断面輸送量が一日一万人以上の路線であって、ピーク一時間あたりの片道列車本数十本以上の区間又は空港アクセス線上にある区間の橋りょう及びトンネルの安全性の向上のために柱、基礎等の補強や落橋防止工の整備により耐震補強を行う事業並びに乗降客一日一万人以上の駅（地平駅を除く。）において、駅の建築物の安全性の向上のための耐震補強、及び駅の機能維持のために必要最小限の範囲の構造物で柱、基礎等の補強により耐震補強に要する経費。

IV 首都直下地震・南海トラフ地震早期復旧対策事業

その全部又は一部が首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域内にある、片道断面輸送量が一日五万人以上の路線において、橋りょうの復旧性の向上のために柱、基礎等の補強により耐震補強に要する経費。

- ② 補助率
補助対象経費の 1 / 3 以内

- ③ 補助の仕組



- ④ 当初予算額の推移 (単位：百万円)

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
予算額	4,189 の内数	4,308 の内数	4,588 の内数	5,035 の内数	4,514 の内数



施工前



施工後
(柱に鋼板を巻き補強)



東日本大震災発生直後の
仙台駅前の状況

2 豪雨対策

< 鉄道施設総合安全対策事業費補助 >

(1) 制度の概要

近年、頻発化・激甚化する豪雨災害に適切に対応するため、河川に架かる鉄道橋りょうの流失・傾斜対策や鉄道に隣接する斜面からの土砂流入防止対策等について、鉄軌道事業者が実施する橋りょう補強、斜面对策等の豪雨対策に要する経費の一部を補助する。

(2) 制度の内容

① 補助対象経費

I 鉄道河川橋りょう対策事業

片道断面輸送量が一日一万人以上十五万人未満の路線又は優等列車若しくは貨物列車の運行する路線にある、河川に架かる鉄道橋りょうにおいて、橋脚・橋台の基礎部分の補強、橋りょうの架替え、異常検知システムの導入に要する経費

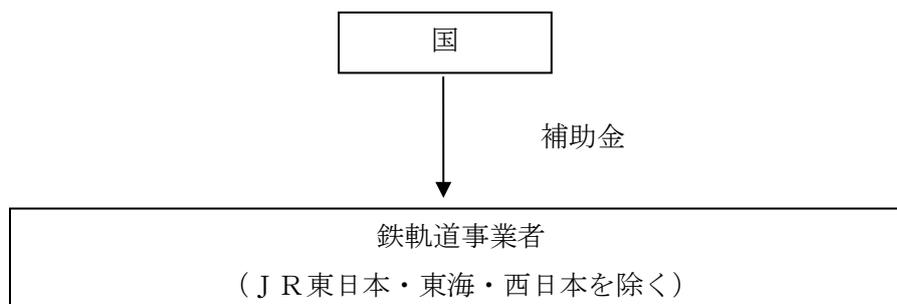
II 鉄道斜面对策事業

片道断面輸送量が一日一万人以上十五万人未満の路線又は優等列車若しくは貨物列車の運行する路線に隣接する斜面において、法面防護工、落石防護工等の整備に要する経費

② 補助率

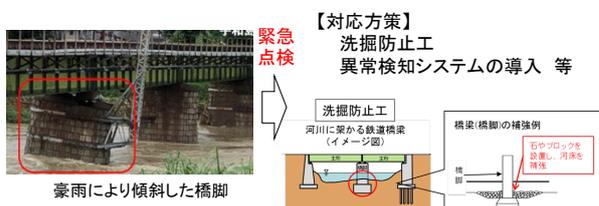
補助対象経費の 1 / 3 以内

③ 補助の仕組



④ 当初予算額の推移 (単位：百万円)

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
予算額	4,189 の内数	4,308 の内数	4,588 の内数	5,035 の内数	4,514 の内数



鉄道河川橋りょう対策事業



鉄道斜面对策事業

3 地下駅の浸水対策

< 鉄道施設総合安全対策事業費補助 >

(1) 制度の概要

大都市圏では地下駅等の地下空間が数多く存在し、豪雨等による河川の氾濫や大地震に伴う津波等が発生すれば深刻な浸水被害が懸念されるため、各地方公共団体が定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等について、鉄軌道事業者が実施する出入口、トンネル等の浸水対策に要する経費の一部を補助する。

(2) 制度の内容

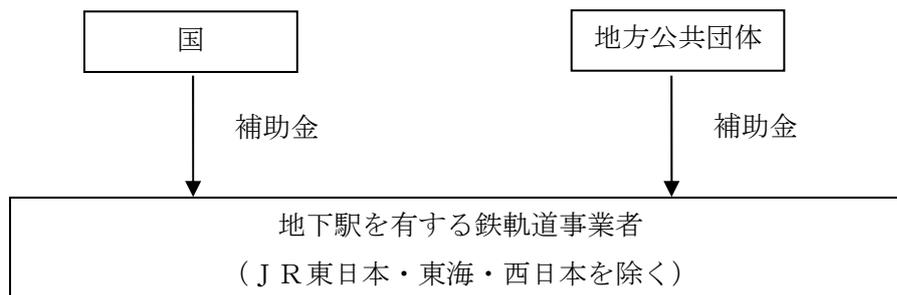
① 補助対象経費

駅出入口、トンネル坑口、換気口等の開口部、トンネル内及び電気設備において、止水板、防水扉、浸水防止機等の整備又は移設に要する経費

② 補助率

補助対象経費の 1 / 3 以内（地方公共団体による補助以内の額）

③ 補助の仕組

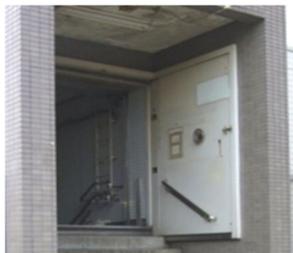


④ 当初予算額の推移（単位：百万円）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
予算額	4,189 の内数	4,308 の内数	4,588 の内数	5,035 の内数	4,514 の内数



止水板



防水扉



防水ゲート

4 鉄道施設の戦略的維持管理・更新

< 鉄道施設総合安全対策事業費補助（老朽化対策事業） >

(1) 制度の概要

鉄道事業者が保有している橋りょうやトンネル等の鉄道施設には、法定耐用年数を超えたものが多くあり、これら施設を適切に維持管理することが課題となっている。

このため、人口減少が進み経営環境が厳しさを増す地方の鉄道事業者に対して、初期費用はかかるものの、将来的な維持管理費用を低減し長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良に要する経費の一部を補助する。

(2) 制度の内容

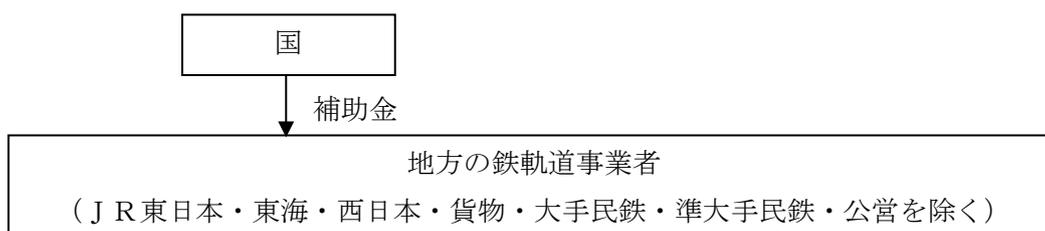
① 補助対象経費

橋りょうやトンネル等の土木構造物の長寿命化に資する補強・改良に要する経費

② 補助率

補助対象経費の 1 / 3 以内

③ 補助の仕組

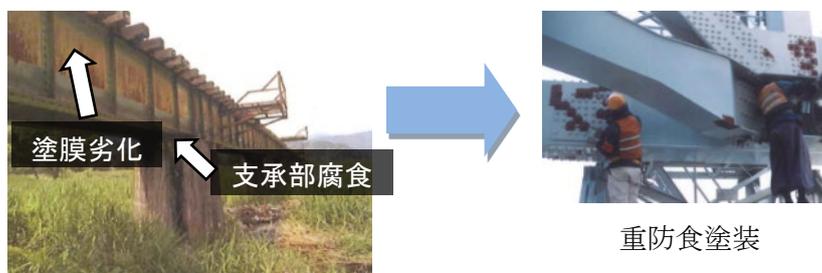


④ 当初予算額の推移（単位：百万円）

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
予算額	4,189 の内数	4,308 の内数	4,588 の内数	5,035 の内数	4,514 の内数

【老朽化する橋りょう、トンネルの長寿命化に資する改良事例】

・橋りょう



・トンネル



5 災害復旧

<災害復旧事業費補助>

I 鉄道軌道整備法に基づく災害復旧補助

(1) 制度の概要

洪水、地震その他の異常な天然現象により大規模の災害*を受けた鉄軌道事業者がその資力のみによっては当該災害復旧事業を施行することが著しく困難であると認めるときは、当該災害復旧事業に要する経費の一部を補助する。

* 異常な天然現象による災害とは、洪水、地震の外暴風雨、暴風雪、高潮、山崩、地すべり、津波、噴火等により生じた災害をいい、積雪のため運行休止した場合又は通常の火災により鉄道施設等が焼失した場合等は含まない。

(2) 制度の内容

① 補助要件

<法第3条第4号に定める災害の場合>

ア 当該災害復旧事業の施行が、民生の安定上必要であること。

イ 当該災害復旧事業に要する費用の額が、前事業年度における当該災害を受けた鉄軌道の運輸収入の1割以上の額であること。

ウ 当該鉄軌道事業者が次のいずれにも該当するものであること。

(a) 被災年度前3年間における各年度の鉄軌道事業の損益計算において欠損若しくは営業損失を生じていること又は被災年度以降おおむね5年間を超えて各年度の鉄軌道事業の損益計算において欠損若しくは営業損失を生ずることが確実と認められること。

(b) 被災年度前3年間における各年度の全事業の損益計算において欠損若しくは営業損失を生じていること又は被災年度以降おおむね5年間を超えて各年度の全事業の損益計算において欠損若しくは営業損失を生ずることが確実と認められること。

(c) 当該災害復旧事業を補助を受けないで施行することとした場合に、その経営の安定に支障を生ずると見込まれること。

エ 当該災害を受けた鉄軌道の収益のみによっては、当該鉄軌道の運営に要する費用を償い、かつ、当該災害復旧事業に要する費用を回収することが困難であると認められること。(被災年度前3年間の平均輸送密度指数が8千人以上の鉄軌道は含まれないものとする。)

<法第8条第5項に定める災害の場合>

ア 当該災害復旧事業の施行が、民生の安定上必要であること。

イ 当該災害復旧事業に要する費用の額が、前事業年度における当該災害を受けた鉄軌道の運輸収入以上の額であること。

ウ 当該鉄軌道事業者が被災年度前3年間における各年度に欠損を生じている鉄道に係るものであること。

エ 10年以上の長期的な運行の確保に関する計画を添付すること。

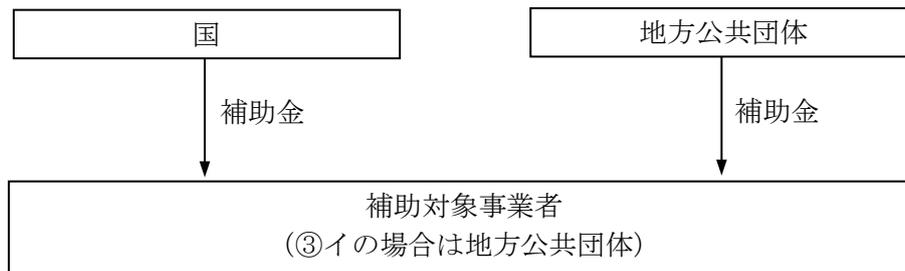
② 補助対象経費

災害復旧事業（原形復旧を原則）に係る工事のため直接必要な本工事費及び附帯工事費

③ 補助率

- ア 法第3条第4号に定める災害の場合は、4分の1以内（関係地方公共団体と同額を補助）。
- イ 法第8条第5項に定める災害の場合は、4分の1以内（(a)及び(b)の要件を満たす場合は、3分の1以内）
 - (a) 災害を受けた鉄道に代わる公共交通機関の確保が困難である場合
 - (b) 地方公共団体等が鉄道施設を保有する「公有民営」方式など、事業構造の変更による経営改善を図る場合

④ 補助の仕組



⑤ 当初予算額の推移（単位：百万円）

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
予算額	910 の内数	941 の内数	974 の内数	985 の内数	1,000 の内数

II 特定大規模災害等鉄道施設災害復旧補助

(1) 制度の概要

特定大規模災害等により鉄軌道が被害を受けた場合であって、鉄軌道事業者の資力のみでは鉄軌道の施設の復旧を行うことが困難な場合において、鉄軌道の施設の災害復旧事業を支援することにより、その速やかな復旧を図り、もって民生の安定に寄与することを目的とし、当該災害復旧事業に要する経費の一部を補助する。

(2) 制度の内容

① 補助要件

- 一 当該災害復旧事業の施行が、民生の安定上必要であること。
- 二 当該災害復旧事業に要する費用の額（以下「復旧事業費」という。）が、当該災害を受けた日の属する事業年度（以下「基準事業年度」という。）の前事業年度末からさかのぼり1年間における当該災害を受けた鉄軌道の運輸収入（以下「運輸収入」という。）以上の額であること。
- 三 災害復旧事業を行う路線を運行する鉄軌道事業者が、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 基準事業年度の前事業年度末からさかのぼり3年間（以下「基準期間」という。）における各年度の鉄軌道事業の損益計算において経常損失若しくは営業損失を生じていること又は適切な経営努力がなされたとしても、当該災害を受けたことにより、基準事業年度以降おおむね5年間を超えて各年度の鉄軌道事業の損益計算において経常損失若しくは営業損失を生ずることが確実に認められること。

- ロ 基準期間における各年度の鉄軌道事業者が経営するすべての事業（以下「全事業」という。）の損益計算において経常損失若しくは営業損失を生じていること又は適切な経営努力がなされたとしても、当該災害を受けたことにより、基準事業年度以降おおむね5年間を超えて各年度の全事業の損益計算において経常損失若しくは営業損失を生ずることが事実と認められること。
- ハ 災害復旧事業を補助を受けずに施行することとした場合に、その経営の安定に支障を生ずると見込まれること。
- 四 復旧後の当該路線の長期的な運行（10年以上の運行に限る。）が確保されることが事実と認められること。
- 五 当該災害を受けた鉄軌道の収益のみによっては、当該鉄軌道の運営に要する費用（当該災害復旧事業に要する費用を除く。）を償い、かつ、当該災害復旧事業に要する費用を回収することが困難であると認められること。

② 補助対象経費

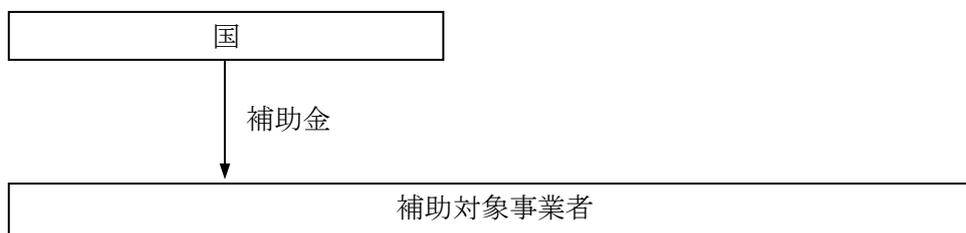
災害復旧事業（原形復旧を原則）に係る工事のため直接必要な本工事費及び附帯工事費

※補助対象に該当する鉄軌道事業者が鉄軌道事業の事業構造の変更を行い、かつ、当該災害復旧事業により復旧した鉄軌道の施設を、地方公共団体又は公共的団体等が保有する場合に限る。

③ 補助率

2分の1以内

④ 補助の仕組



⑤ 当初予算額の推移（単位：百万円）

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
予算額	910 の内数	941 の内数	974 の内数	985 の内数	1,000 の内数

6 鉄道脱炭素施設等の実装に係る調査に対する支援

<鉄道技術開発費補助金(鉄道脱炭素施設等実装調査)>

(1) 制度の概要

鉄軌道事業者等によるカーボンニュートラル実現に向けた取組を推進するため、鉄軌道事業者等に対して、鉄道脱炭素に資する施設等の整備等に関する調査検討に必要な経費の一部を補助する。

(2) 制度の内容

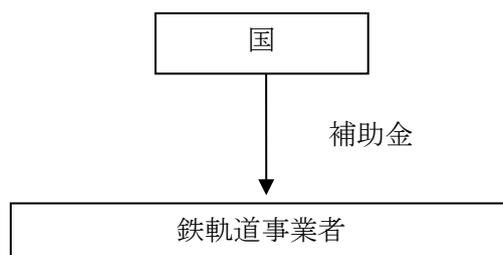
① 補助対象経費

鉄軌道事業者等が行う鉄軌道事業の脱炭素化及び鉄軌道事業者が所有する資産を活用した脱炭素化に資する施設等の整備等に関する調査・検討に要する経費

② 補助率

補助対象経費の1/2

③ 補助の仕組



④ 当初予算額の推移 (単位：百万円)

年 度	R 4	R 5	R 6
予算額	0	5	5

7 大鳴門橋の維持修繕

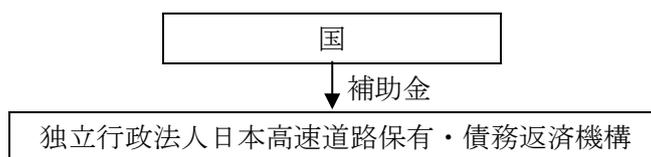
<新線調査費等補助金（本州四国連絡橋）>

(1) 制度の概要

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行う大鳴門橋の維持修繕に要する経費のうち、鉄道負担分（4.5%）に対して、実施した年度の翌年度に助成する制度である。

(2) 制度の内容

- ① 補助対象 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 補助率 定額（全額国費負担）
- ③ 補助の仕組



④ 当初予算額の推移（単位：百万円）

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
予算額	43	40	37	28	31

8 鉄道駅のバリアフリー化

<地域公共交通確保維持改善事業費補助金(バリアフリー化設備等整備事業)>

(1) 制度の概要

本格的高齢社会の到来、障害者の社会参加の要請の高まり等を背景に、高齢者や障害者が鉄道又は軌道を安全かつ円滑に利用できるようにするため、鉄軌道事業者に対して、その駅におけるバリアフリー化設備等に要する経費の一部を補助する。

(2) 制度の内容

① 補助対象

既存の鉄軌道駅におけるバリアフリー化設備（内方線付き点状ブロック等）の整備に要する経費

② 補助率

補助対象経費の1/3以内

③ 補助の仕組



※地域の関係者で構成される協議会で負担割合を協議する。

④ 当初予算額の推移（単位：百万円）

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
予算額	20,430 の内数	20,630 の内数	20,733 の内数	20,692 の内数	21,405 の内数

9 ホームドア整備

< 鉄道施設総合安全対策事業費補助 >

(1) 制度の概要

駅ホームにおける転落・接触等は、視覚障害者のみならず一般利用者においても多く発生している。転落・接触防止効果の高いホームドアを全ての利用者の安全性向上を図るための施設として、ホームドアを整備する鉄軌道事業者に対して支援を行うことにより、更なる整備を促進する。

(2) 制度の内容

① 補助対象経費

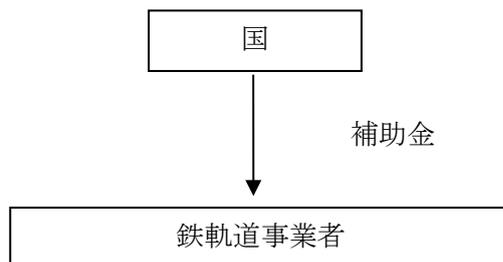
ホームドア又は可動式ホーム柵の整備に要する経費

② 補助率

補助対象経費の1 / 3以内

※バリアフリー基本構想に位置付けられた鉄道駅は1 / 2以内

③ 補助の仕組



④ 当初予算額の推移 (単位：百万円)

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
予算額	4,189 の内数	4,308 の内数	4,588 の内数	5,035 の内数	4,514 の内数



ホームドア整備

10 利用環境の改善（LRTシステム）

＜地域における受入環境整備促進事業補助金（交通サービス利便向上促進事業）＞

＜観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業）＞

＜地域公共交通確保維持改善事業費補助金（利用環境改善促進等事業）＞

（1）制度の概要

バリアフリー化されたまちづくりの一環として、地域公共交通の利用環境改善を促進するために行われる、LRTシステムの導入に必要な経費の一部を補助する。

（2）制度の内容

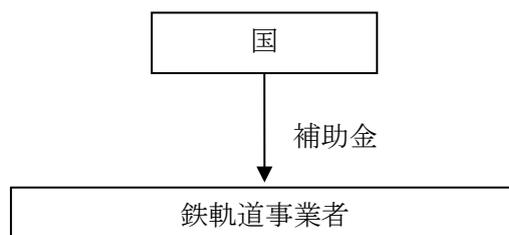
① 補助対象

LRV（低床式車両）、レール（制振軌道）、停留施設 等
 ※LRT整備計画に基づき実施される整備であること。

② 補助率

補助対象経費の1/3以内等

③ 補助の仕組み



④ 当初予算額の推移（単位：百万円）

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
予算額	9,812 の内数	4,623 の内数	2,706 の内数	1,643 の内数	1,874 の内数

※令和3年度までは訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金及び観光振興事業費補助金の予算額。

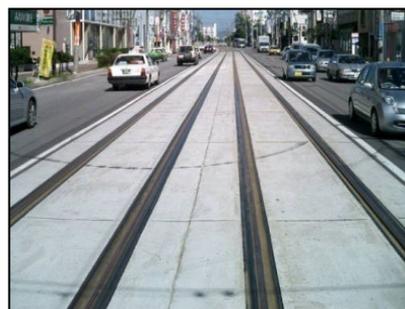
※令和4年度は訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金の予算額。

※令和5年度はポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金の予算額。

※令和6年度は地域における受入環境整備促進事業補助金及び観光振興事業費補助金の予算額。



低床式車両の導入



レールの制振性の向上

1.1 地域鉄道事業者の安全性向上

<鉄道施設総合安全対策事業費補助（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）>
 <地域公共交通確保維持改善事業費補助金（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）>

(1) 制度の概要

安全な鉄道輸送を確保するため、地域鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備等に必要な経費の一部を補助する。

(2) 制度の内容

① 補助対象

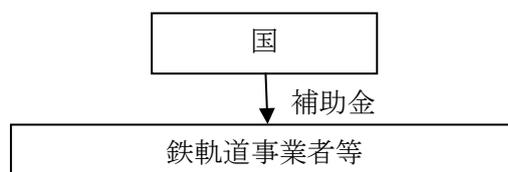
レール、マクラギ、落石等防止設備、ATS、列車無線設備、防風設備、橋りょう、トンネル、車両等

(注) 車両は地域公共交通確保維持改善事業費補助金（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）に限る。

② 補助率

補助対象経費の1/3以内等

③ 補助の仕組み



④ 当初予算額の推移（単位：百万円）

1) 鉄道施設総合安全対策事業費補助（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
予算額	4,631 の内数	4,308 の内数	4,588 の内数	5,035 の内数	4,514 の内数

2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
予算額	20,430 の内数	20,630 の内数	20,733 の内数	20,692 の内数	21,405 の内数



軌道改良



車両の更新

1.2 インバウンド対応（ICカード、段差解消、多言語化等）

<地域における受入環境整備促進事業補助金（交通サービス利便向上促進事業）>

（1）制度の概要

ポストコロナを見据え、訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性・安全性の向上の促進及び観光地までの移動円滑化等を図るため、ICカード等のより制約の少ないシステムの導入やエレベーター等の段差解消設備等の設置、駅施設等の多言語化、無料公衆無線LAN環境整備、トイレの洋式化等に必要な経費の一部を補助する。

（2）制度の内容

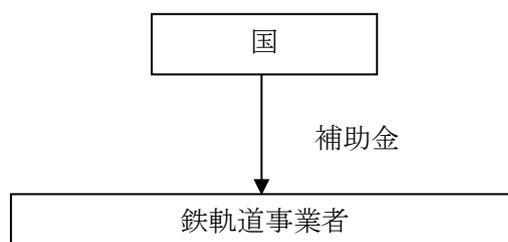
① 補助対象

全国共通ICカード、鉄軌道駅の段差解消、多言語化、多言語案内用タブレット端末等の整備、無料Wi-Fi整備、トイレの洋式化 等

② 補助率

補助対象経費の1/3以内。但し、非常用電源設備は1/2以内。

③ 補助の仕組



③ 当初予算額の推移（単位：百万円）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
予算額	5,412 の内数	3,383 の内数	2,706 の内数	1,643 の内数	1,374 の内数



全国共通ICカードの導入



エレベーター等の設置



案内表示装置の多言語化

1 3 インバウンド対応（鉄軌道車両整備）

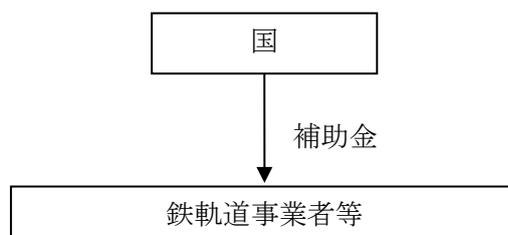
<地域における受入環境整備促進事業補助金（インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業）>

（1）制度の概要

訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るため、鉄軌道車両設備の整備に必要な経費の一部を補助する。

（2）制度の内容

- ① 補助対象
インバウンド対応型鉄軌道車両の整備
- ② 補助率
補助対象経費の1／3以内等
- ③ 補助の仕組



④ 当初予算額の推移（単位：百万円）

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
予算額	5,412 の内数	3,383 の内数	2,706 の内数	1,643 の内数	1,374 の内数

※ 令和4年度までは訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金の予算額。

※ 令和5年度はポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金の予算額。



インバウンド対応型鉄軌道車両の整備

1.4 公共交通利用環境の革新等

<観光振興事業費補助金>

(1) 制度の概要

地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国のゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの公共交通機関の利用環境を刷新するため、訪日外国人旅行者のニーズが特に多い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取り組みを一気呵成に進め、シームレスで一貫した世界水準の交通サービスを実現するために必要な経費の一部を補助する。

(2) 制度の内容

① 補助対象

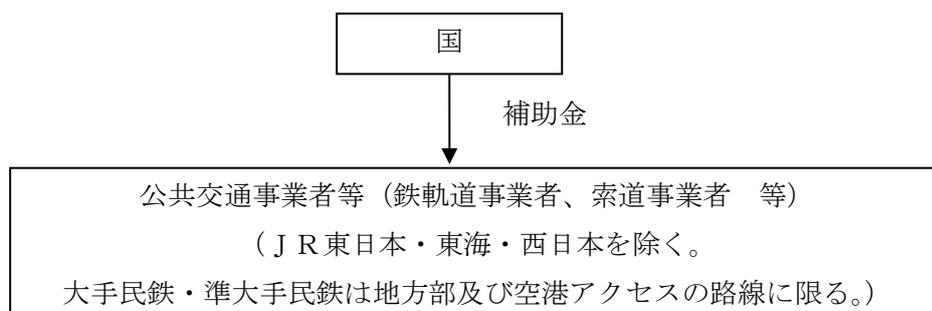
1) 多言語対応、2) 無料Wi-Fiサービス、3) トイレの洋式化、4) キャッシュレス決済対応、5) 非常用電源設備、6) 旅客施設の段差解消、LRTシステム、荷物置き場の設置、7) 観光列車、サイクルトレイン等 [1)～4)のうち3つ以上をセットで整備。あわせて5)～7)を支援可能。]

② 補助率

補助対象経費の1/2

[1)～4)のうちいずれかを実施済みの場合は、1/3。但し、5)非常用電源設備はいずれの場合でも1/2]

③ 補助の仕組



④ 当初予算額の推移 (単位：百万円)

年 度	R 3	R 4 *1	R 5 *2	R 6
予算額	1,240 の内数	1 の内数	1 の内数	500 の内数

*1 R3年度補正予算事業も活用

*2 R4年度補正予算事業も活用



無料Wi-Fiの整備



荷物置き場の設置



観光列車

● 鉄道事業者と地域の共創に対する支援
 < 社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業） >

利用者の大幅減等により、現状のままでは地域交通ネットワークの維持が難しい状況になっている地域において、地域戦略と連動した持続可能性・利便性・効率性の高い地域交通ネットワークへの再構築を図るため、令和5年度に新たに社会資本整備総合交付金に基幹事業として「**地域公共交通再構築事業**」を創設（**基幹事業の追加は創設以来初めて**）

地域公共交通再構築事業 - 社会資本整備総合交付金の基幹事業として創設

地域づくりの一環として、**地域公共交通ネットワークの再構築**に必要なインフラ整備に取り組む地方公共団体への支援を可能とするため、地方公共団体が、**地域公共交通計画**及び**立地適正化計画**その他の**まちづくり・観光計画**において中長期的に必要な**ネットワーク（鉄道・バス路線）**を位置付けた場合に、ネットワーク形成に必要な施設整備等に関する地域の取組を支援

【**交付金事業者**】 地方公共団体 ※交付金については、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等も事業実施可能

【**補助率**】 1/2

【**交付対象事業**】 **地域公共交通特定事業**※の実施計画の**認定**を受けた、持続可能性・利便性・効率性の向上に資する施設整備

※地域公共交通活性化法に基づく、**ローカル鉄道に係る公共交通再構築**や**バス路線の再編**等を行う事業実施計画

・**鉄道施設**（駅施設、線路設備、電路設備、信号保安設備等）の整備

・**バス施設**（停留所・車庫・営業所・バスロケ施設・EVバス関連施設（発電・蓄電・充電）等）の整備

※上記とあわせて、**効果促進事業**（地方自治体の作成する社会資本整備総合交付金に交付対象事業全体の20%を目途）で、**鉄道・バス車両**の導入も支援

※JR本州3社又は大手民鉄の路線については、補助対象経費は総事業費の2/3を上限（1/3は事業者の自己負担）

【**補助要件**】

(1) **地域公共交通計画の作成・地域公共交通特定事業実施計画の認定**

- 地域公共交通計画が作成され、かつ、地域公共交通特定事業実施計画の大臣認定を受けていること
 ※鉄道については、再構築協議会等において策定された鉄道事業再構築実施計画に係る路線（原則輸送密度4,000人未満の線区）が対象

(2) **地方公共団体の計画における地域公共交通とまちづくり・観光戦略等の相互連携**

- 地方公共団体が作成する、まちづくり/観光等に関する計画（例：立地適正化計画）において、まちづくりや観光における戦略の一つとして「鉄道の活用」「バスネットワークの活用」が位置付けられ、そのための実効性ある取組が具体的に記載されていること

(3) **事業の効果（実効性）を確認するための目標設定**

- ①利用者数 ②事業収支 ③国/地方公共団体の支出額 の目標を設定すること

(4) **実効性のある地域活性化のための鉄道・バスの活用**

- 本事業に関連する施設整備を含め実効性ある利用促進施策が実施計画に具体的に位置付けられること



※JRに関し、「新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針」の運用を何ら変更するものではない

< 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通再構築調査事業） >

- 危機的状況にあるローカル鉄道について、国も主体的に関与しながら、鉄道事業者と沿線自治体の共創を促し、単なる現状維持ではなく、持続可能性と利便性の高い地域公共交通への再構築を促進していくため、関係者の合意形成に向けた支援を行う。

地域公共交通再構築調査事業

ローカル鉄道に係る公共交通再構築に向けた鉄道事業者、沿線自治体等の関係者が参画する協議の場において、廃止ありき、存続ありきといった前提を置かず、ファクトとデータに基づく議論を重ね、必要な場合には対策案の実効性を検証するため実証事業を実施し、効果的な方針を決定するという合意形成のプロセスを支援。

【補助対象事業者】 協議会又は自治体

【補助率】 1/2

【支援対象】

○ 協議会の運営

- ・協議会の開催に係る費用

○ 線区評価のための調査事業の支援

- ・パーソントリップ調査の活用
- ・ビッグデータ分析
- ・クロスセクター分析 等

○ 実証事業の支援

- ・対策案の実効性を検証するための、期間を限定して行う以下の取組

鉄道輸送の高度化に向けた検証

(事業例)

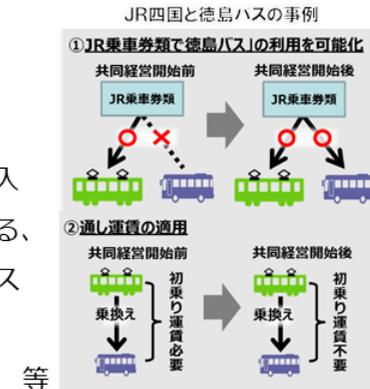
- ・増便、接続改善、ダイヤ変更
- ・現行の技術・安全規制の検証
- ・サイクルトレインの実施
- ・駅、駅前広場等の新たな利活用
- ・季節運賃・旅行者向け運賃の導入
- ・観光列車等の借り入れ、持ち込み
- ・チケットレスシステムの導入 等



バスとの共同運行やバス転換の検証

(事業例)

- ・並行路線バスとの共同運行
- ・鉄道とバスの乗り換え時における共通・通し運賃の導入
- ・一部又は全部の区間における、バス等の新たな輸送サービスの導入



< 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（先進車両導入支援事業） >

< 地域公共交通関連技術研究開発費補助金 >

< 地域における受入環境整備促進事業補助金（インバウンド先進車両導入支援事業） >

地域公共交通の再構築のため、**鉄道・バスに係るEV車両、自動運転車両、GX/DX車両等、先進的な車両を導入等**する場合において、導入等の目的に応じて支援ができる事業を創設。 ※対象車両は、地域公共交通再構築事業で導入する場合と同じ

1. 先進車両導入支援等事業

鉄道・バスに係るEV車両、自動運転車両、GX/DX車両など先進的な車両の導入や、その機能改良・高度化についての実証研究等を支援することにより、より持続可能で利便性・生産性の高い地域交通へと再構築を図る。

(対象事業) 先進的な車両の導入、機能改良・高度化の実証研究に関する経費

2. インバウンド先進車両導入支援事業（ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業）

鉄道・バスに係るEV車両、自動運転車両、GX/DX車両など先進的な車両であって、**観光コンテンツとしてのインバウンドの魅力向上に資するような観光車両等**を導入することにより、まちづくり・観光政策に寄与し、持続可能で利便性・生産性の高い地域交通へと再構築を図る。

(対象事業) 先進的な車両※の導入、機能改良に関する経費 ※かつ、観光車両としての機能を備えた車両

(補助率) 補助対象経費の1/2

(補助対象事業者) 地方公共団体 ※地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等も事業実施可能

※地域公共交通再構築事業（社会資本整備総合交付金）と同様の考え方

・JR本州3社又は大手民鉄の路線については、補助対象経費は総事業費の2/3を上限（1/3は事業者の自己負担）

※JRに関し、「新会社はその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針」の運用を何ら変更するものではない

[資料編]

補助金の交付を受けられる皆様へ (法令遵守について)

鉄道助成部が実施する補助金業務には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令が準用されています。以下に同法令を掲載いたしますので、これらを遵守して補助事業を執行していただきますよう、お願いいたします。

なお、補助事業者が補助金の不正受給、不正使用を行った場合には、同法令に基づき、

- ・ 交付決定の取消し（同法第17条）
- ・ 補助金の返還命令（同法第18条）

が行われることになり、また、このようなケースにおいては懲役や罰金が科される場合（同法第6章各条）があります。

※ 同法第17条に基づく交付決定の取消し等を行った場合は、機構ホームページにおいて、以下の事項について公表いたします。

- ① 既に補助金が交付されている事案において同法第17条及び第18条の処分が行われた場合
同法第17条及び第18条の処分を行った日、事業者名、交付決定の取消しを行った補助金名、返還命令金額、概要
- ② 未だ補助金の交付がなされていない事案において同法第17条の処分が行われた場合
同法第17条の処分を行った日、事業者名、交付決定の取消しを行った補助金名、交付決定取消し金額、概要
- ③ 公表期間
公表の日から2年間

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号)

最終改正：令和四年六月十七日法律第六十八号

- 第一章 総則（第一条—第四条）
 - 第二章 補助金等の交付の申請及び決定（第五条—第十条）
 - 第三章 補助事業等の遂行等（第十一条—第十六条）
 - 第四章 補助金等の返還等（第十七条—第二十一条）
 - 第五章 雑則（第二十一条の二—第二十八条）
 - 第六章 罰則（第二十九条—第三十三条）
- 附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
 - 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
 - 三 利子補給金
 - 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの
- 2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
- 4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

- 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- 5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。
- 7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(関係者の責務)

- 第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。
- 2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

(他の法令との関係)

第四条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第五条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る

補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

- 2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。
- 3 各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。
- 4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当たっては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

（補助金等の交付の条件）

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用法に関する事項
 - 三 補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

- 3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。
- 4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならない、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。

（決定の通知）

第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

- 第九条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

（事情変更による決定の取消等）

- 第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。
 - 3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。
 - 4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

第三章 補助事業等の遂行等

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第十一条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となつてゐる融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつてゐる融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

(状況報告)

第十二条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第十三条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第十五条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第十六条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第十四条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

第四章 補助金等の返還等

(決定の取消)

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限

を定めて、その返還を命じなければならない。

- 3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

- 2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。
- 3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

- 2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五章 雑則

(理由の提示)

第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業

等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(行政手続法の適用除外)

第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不服の申出)

第二十五条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基く港務局を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

- 2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申

し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。

3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の実施)

第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。

3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(電磁的記録による作成)

第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等(申請書、書類その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。)については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。同条第一項において同じ。)の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第二十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(適用除外)

第二十七条 他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命

令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者
- 二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者
- 三 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十二条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団

体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

附 則 (略)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和三十年九月二十六日政令第二百五十五号)

最終改正：令和五年四月一日政令第百三十三号

(定義)

第一条 この政令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」、「間接補助事業等」、「間接補助事業者等」、「各省各庁」又は「各省各庁の長」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十条の二、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十九条（同法附則第八条第六項の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十二条の二、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十七条（肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第十五条の二の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第三十七条、独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第百三十七号）第十三条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十八条、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十六条（同法附則第十四条の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）第十七条第二項及び附則第二条の六、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十八条、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）第十七条、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十三条、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第二十三条、独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十一条、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第二十四条、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第二十二条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十六条並びに国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十七条の三において準用する場合を含む。以下「法」という。）第二条に規定する補助金等、補助事業等、補助事業者等、間接補助金等、間接補助事業等、間接補助事業者等、各省各庁又は各省各庁の長をいう。（補助金等とする給付金の指定）

第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第五十八号から第二百一号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の四の三第二項に規定する交付金
- 二 農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十八条及び附則第三条第一項に規定する交付金
- 三 農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第六条第一項に規定する協同農業普及事業交付金
- 四 漁業法（昭和二十四年法律第百六十七号）第百五十九条第一項（同法第百七十三条において準用する場合を含む。）に規定する交付金
- 五 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七十一条の三第九項（同法第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定による交付金
- 六 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第三十五条第一項に規定する交付金
- 七 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第百五十六号）第七条又は第十一条の規定による交付金
- 八 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百六条の八に規定する交付金
- 九 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第二条第一項に規定する交付金
- 十 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第十三条第二項の規定による交付金
- 十一 森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第百九十五条第一項に規定する交付金
- 十二 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第七条の三第二項に規定する交付金
- 十三 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条第四項の規定による給付金
- 十四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第九条第二項に規定する交付金
- 十五 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する交付金
- 十六 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十二条の規定による交付金
- 十七 激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第三条第一項及び第四条第五項の規定による交

- 付金
- 十八 漁船損害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第四十六号)附則第五項、漁船損害補償法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第五十五号)附則第三項及び漁船損害等補償法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十六号)附則第五条に規定する交付金
- 十九 石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律(平成四年法律第二十三号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による廃止前の石炭鉱業再建整備臨時措置法(昭和四十二年法律第四十九号)第十条第一項の規定による損失補償金
- 二十 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第九十五条第一項に規定する交付金
- 二十一 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)第五十条の規定による交付金
- 二十二 発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九年法律第七十八号)第七条(同法第十条第四項において準用する場合を含む。)に規定する交付金
- 二十三 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第百一号)第九条第二項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金
- 二十四 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第九十三条第三項、第九十五条第一項及び附則第五条の規定による交付金
- 二十五 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第三十五条の規定による交付金
- 二十六 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)第二十三条の規定による交付金
- 二十七 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)第二十一条の規定による交付金
- 二十八 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百二十二条第一項、第百二十二条の二及び第百二十二条の三の規定による交付金
- 二十九 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第九十六条第二項に規定する交付金
- 三十 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十七条第二項に規定する交付金
- 三十一 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)第二十一条第一項及び第二十二条第一項の規定による交付金
- 三十二 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)第十一条第一項に規定する交付金
- 三十三 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十三条第一項に規定する交付金
- 三十四 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第七条第二項に規定する交付金
- 三十五 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第三十二条第一項の規定による交付金のうち同法の規定により独立行政法人環境再生保全機構が行う業務の事務の執行に要する費用に係るもの
- 三十六 自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)第十四条に規定する交付金
- 三十七 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第百十六号)第十九条第一項に規定する交付金
- 三十八 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)第七条第二項に規定する交付金
- 三十九 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第五十二号)第十九条第二項に規定する交付金
- 四十 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号)第六条に規定する再編交付金
- 四十一 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成二十年法律第三十二号)第六条第二項に規定する交付金
- 四十二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第十五条の規定による交付金
- 四十三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号)第二十三条に規定する交付金
- 四十四 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第七十八条第二項に規定する交付金
- 四十五 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第百二十六号)第三十八条の規定による交付金
- 四十六 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第三十四条第二項及び第四十六条第二項に規定する交付金
- 四十七 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第六十六条の二の規定による給付金及び同法第六十八条第三項に規定する交付金
- 四十八 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第九十六条の規定による交付金
- 四十九 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律(平成三十年法律第三十七号)第十一条に規定する交付金
- 五十 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成三十一年法律第十四号)第二十九条の規定による交付金

- 五十一 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十五条第一項に規定する交付金
- 五十二 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第十条第一号の規定による給付金
- 五十三 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第三十二号）第十三条の規定による交付金
- 五十四 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第五十五号）第二十八条の規定による交付金
- 五十五 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十五条の規定による交付金
- 五十六 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第十三条（同法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による交付金
- 五十七 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）第二十条第一項の規定による交付金
- 五十八 不発弾等処理交付金
- 五十九 啓発宣伝事業等委託費
- 六十 特別支援教育就学奨励費交付金（第十三号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 六十一 社会事業学校等経営委託費
- 六十二 生活保護指導監査委託費
- 六十三 身体障害者福祉促進事業委託費
- 六十四 衛生関係指導者養成等委託費（医務衛生関係指導者養成等委託のうち救急医療施設医師研修会の委託に係るものを除く。）
- 六十五 遺族及留守家族等援護事務委託費のうち戦傷病者福祉事業助成委託及び昭和館運営委託に係るもの
- 六十六 水産業改良普及事業交付金
- 六十七 後進地域特例法適用団体等補助率差額及び後進地域特例法適用団体補助率差額
- 六十八 石油貯蔵施設立地対策等交付金
- 六十九 国連・障害者の十年記念施設運営委託費
- 七十 電源立地等推進対策交付金
- 七十一 原子力施設等防災対策等交付金
- 七十二 森林整備地域活動支援交付金
- 七十三 電源立地地域対策交付金（第二十二号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 七十四 循環型社会形成推進交付金
- 七十五 農業・食品産業強化対策整備交付金
- 七十六 農業・食品産業強化対策推進交付金
- 七十七 自然環境整備交付金
- 七十八 医療提供体制施設整備交付金
- 七十九 地域住宅交付金（第三十四号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 八十 労働時間等設定改善推進助成金
- 八十一 農山漁村活性化対策整備交付金（第三十八号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 八十二 農山漁村活性化対策推進交付金（第三十八号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 八十三 森林整備・林業等振興推進交付金
- 八十四 水産業強化対策推進交付金
- 八十五 生物多様性保全推進交付金
- 八十六 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金
- 八十七 地域活性化・生活対策臨時交付金
- 八十八 地方消費者行政活性化交付金
- 八十九 子育て支援対策臨時特例交付金
- 九十 緊急雇用創出事業臨時特例交付金
- 九十一 妊婦健康診査臨時特例交付金
- 九十二 地域活性化・経済危機対策臨時交付金
- 九十三 高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金
- 九十四 新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金
- 九十五 地域医療再生臨時特例交付金
- 九十六 緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金
- 九十七 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金
- 九十八 農山漁村地域整備交付金
- 九十九 過疎地域事業補助率差額
- 百 北方領土隣接地域振興等事業補助率差額
- 百一 森林整備・林業等振興整備交付金
- 百二 水産業強化対策整備交付金
- 百三 社会資本整備総合交付金（第三十号、第三十四号又は第三十九号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 百四 受動喫煙防止対策助成金
- 百五 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金

- 百六 被災農家経営再開支援交付金
- 百七 被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金
- 百八 革新的医療機器創出促進等臨時特例交付金
- 百九 電力基盤高度化等対策交付金
- 百十 放射線監視設備整備臨時特別交付金
- 百十一 原子力災害影響調査等交付金
- 百十二 原子力災害健康管理施設整備交付金
- 百十三 地域経済活性化・雇用創出臨時交付金
- 百十四 地域経済循環創造事業交付金
- 百十五 防災・安全社会資本整備交付金（第三十号、第三十四号又は第三十九号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 百十六 生物多様性保全回復施設整備交付金
- 百十七 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
- 百十八 水産多面的機能発揮対策交付金
- 百十九 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金
- 百二十 防災対策推進後進地域特例法適用団体補助率差額
- 百二十一 防災対策推進社会資本整備総合交付金
- 百二十二 女性活躍推進交付金
- 百二十三 福島再生加速化交付金（第四十六号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 百二十四 地域医療対策支援臨時特例交付金
- 百二十五 道路整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
- 百二十六 港湾整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
- 百二十七 森林整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
- 百二十八 水産基盤整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
- 百二十九 地域女性活躍推進交付金
- 百三十 地方消費者行政推進交付金
- 百三十一 生活基盤施設耐震化等交付金
- 百三十二 保育所等整備交付金（第一号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 百三十三 廃棄物処理施設整備交付金
- 百三十四 鳥獣捕獲等事業交付金
- 百三十五 福島原子力災害復興交付金
- 百三十六 中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金
- 百三十七 教育支援体制整備事業費交付金
- 百三十八 認定こども園施設整備交付金
- 百三十九 特定防衛施設周辺整備調整交付金（第二十三号又は第四十号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 百四十 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金
- 百四十一 被災児童生徒就学支援等事業交付金
- 百四十二 地域子供の未来応援交付金
- 百四十三 地域少子化対策重点推進交付金
- 百四十四 地域介護対策支援臨時特例交付金
- 百四十五 拠点返還地跡地利用推進交付金
- 百四十六 食料安全保障確立対策推進交付金
- 百四十七 食料安全保障確立対策整備交付金
- 百四十八 農地集積・集約化対策整備交付金
- 百四十九 被災者支援総合交付金
- 百五十 特定非営利活動法人等被災者支援交付金
- 百五十一 緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金
- 百五十二 東北観光復興対策交付金
- 百五十三 九州観光支援交付金
- 百五十四 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金
- 百五十五 離島漁業再生支援等交付金
- 百五十六 環境保全施設整備交付金
- 百五十七 放射線健康影響調査等交付金
- 百五十八 農林水産業再生支援交付金
- 百五十九 東京パラリンピック競技大会開催準備交付金
- 百六十 地方消費者行政強化交付金
- 百六十一 地域自殺対策強化交付金（第三十六号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 百六十二 農業水利施設保全管理整備交付金
- 百六十三 六次産業化市場規模拡大対策整備交付金
- 百六十四 ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金
- 百六十五 外国人受入環境整備交付金
- 百六十六 農業水利施設保全管理推進交付金
- 百六十七 地域就職氷河期世代支援加速化交付金
- 百六十八 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金
- 百六十九 特定地域づくり事業推進交付金
- 百七十 民間都市開発推進機構補給金
- 百七十一 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
- 百七十二 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
- 百七十三 新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金
- 百七十四 地方創生テレワーク推進交付金
- 百七十五 東京オリンピック・パラリンピック競技大会新型コロナウイルス感染症対策交付金

- 百七十六 ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金
 - 百七十七 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金
 - 百七十八 成果連動型民間委託契約方式推進交付金
 - 百七十九 過疎地域持続的発展支援交付金
 - 百八十 農地集積・集約化等対策推進交付金
 - 百八十一 農地集積・集約化等対策整備交付金
 - 百八十二 国産農産物生産基盤強化等対策交付金
 - 百八十三 日本型直接支払交付金
 - 百八十四 デジタル田園都市国家構想推進交付金
 - 百八十五 新型コロナウイルス感染症対応協力要請推進交付金
 - 百八十六 新型コロナウイルス感染症対応検査促進交付金
 - 百八十七 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金
 - 百八十八 国産農産物生産基盤強化等対策整備交付金
 - 百八十九 農林水産業環境政策推進交付金
 - 百九十 農林水産業環境政策推進整備交付金
 - 百九十一 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金
 - 百九十二 保育士等処遇改善臨時特例交付金
 - 百九十三 農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金
 - 百九十四 農地利用効率化等支援交付金
 - 百九十五 農林水産業環境政策技術開発推進交付金
 - 百九十六 防災・安全交付金（第三十号、第三十四号又は第三十九号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
 - 百九十七 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金
 - 百九十八 就学前教育・保育施設整備交付金（第一号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
 - 百九十九 地域再犯防止等推進事業交付金
 - 二百 農山漁村情報通信環境整備交付金
 - 二百一 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金（補助金等の交付の申請の手續）
- 第三条 法第五条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 - 二 補助事業等の目的及び内容
 - 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
 - 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
 - 五 その他各省各庁の長（日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国

立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構の補助金等に関しては、これらの理事長とし、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の補助金等に関しては、その機構長とする。第九条第二項及び第三項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号を除き、以下同じ。）が定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- 一 申請者の営む主な事業
- 二 申請者の資産及び負債に関する事項
- 三 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- 四 補助事業等の効果
- 五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
- 六 その他各省各庁の長が定める事項

3 第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。

（事業完了後においても従うべき条件）

第四条 各省各庁の長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

2 補助金等が基金造成費補助金等（補助事業者等が基金事業等（複数年度にわたる事務又は事業であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものをいう。以下この項において同じ。）の財源として設置する基金に充てる資金として各省各庁の長が交付する補助金等をいう。第三号及び第四号において同じ。）に該当する場合には、前項の補助事業等の完了後においても従うべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項として各省各庁の長が定めるものを公表すべきこと。

二 基金を廃止するまでの間、毎年度、当該基金の額及び基金事業等の実施状況を各省各庁の長に報告すべきこと。

三 基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると各省各庁の長が認めた場合又は各省各庁の長が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきこと。

四 前三号に掲げるもののほか、基金造成費補助金等の交付の目的を達成するため必要と認められる事項

(事情変更による決定の取消ができる場合)

第五条 法第十条第二項に規定する政令で定める特に必要な場合は、補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合(補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。)とする。

(決定の取消に伴う補助金等の交付)

第六条 法第十条第三項の規定による補助金等は、次に掲げる経費について交付するものとする。

一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

2 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、法第十条第一項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

(補助事業等の遂行の一時停止)

第七条 各省各庁の長は、法第十三条第二項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を各省各庁の長の指定する期日までにとらないときは、法第十七条第一項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

(国の会計年度終了の場合における実績報告)

第八条 法第十四条後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以

降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容となつた計画に比して変更がないときは、この限りでない。

(補助金等の返還の期限の延長等)

第九条 法第十八条第三項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行うものとする。

2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長(日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構の補助金等に関しては、これらの理事長とし、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の補助金等に関しては、その機構長とする。次項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号において同じ。)に提出しなければならない。

3 各省各庁の長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

4 日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構の理事長又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一

部の取消しをしようとする場合には、前項の規定にかかわらず、日本中央競馬会又は独立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣、国立研究開発法人日本医療研究開発機構にあつては内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣、国立研究開発法人情報通信研究機構にあつては総務大臣、独立行政法人国際協力機構又は独立行政法人国際交流基金にあつては外務大臣、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構にあつては文部科学大臣、独立行政法人福祉医療機構又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所にあつては厚生労働大臣、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構にあつては経済産業大臣、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構にあつては国土交通大臣、独立行政法人環境再生保全機構にあつては環境大臣の承認を受けなければならない。

- 5 農林水産大臣、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣は、前項の承認をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

(加算金の計算)

第十条 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における法第十九条第一項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 法第十九条第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

(延滞金の計算)

第十一条 法第十九条第二項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(加算金又は延滞金の免除)

第十二条 第九条の規定は、法第十九条第三項の規定による加算金又は延滞金の全部又は一部の免除について準用する。この場合において、第九条第二項中「当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成

するため」とあるのは、「当該補助金等の返還を遅延させないため」と読み替えるものとする。

(処分を制限する財産)

第十三条 法第二十二条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮き橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの
(財産の処分の制限を適用しない場合)

第十四条 法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
 - 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合
- 2 第九条第三項から第五項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。
(不服の申出手続)

第十五条 法第二十五条第一項の規定により不服を申し出ようとする者は、当該不服の申出に係る処分の通知を受けた日(処分について通知がない場合においては、処分があつたことを知った日)から三十日以内に、当該処分の内容、処分を受けた年月日及び不服の理由を記載した不服申出書に参考となるべき書類を添えて、これを当該処分をした各省各庁の長(法第二十六条第一項の規定により当該処分を委任された機関があるときは当該機関とし、同条第二項の規定により当該処分を行うこととなつた都道府県の知事又は教育委員会があるときは当該知事又は教育委員会とする。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。

- 2 各省各庁の長は、通信、交通その他の状況により前項の期間内に不服を申し出なかつたことについてやむを得ない理由があると認める者については、当該期間を延長することができる。

- 3 各省各庁の長は、第一項の不服の申出があつた場合において、その申出の方式又は手続に不備があるときは、相当と認められる期間を指定して、その補正をさせることができる。

(事務の委任の範囲及び手続)

第十六条 各省各庁の長は、法第二十六条第一項の規定により、補助金等の交付に関する事務（補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。）の一部を当該各省各庁の機関（日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構の理事長の補助金等の交付に関する事務については日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構の機関、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長の補助金等の交付に関する事務については独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機関）に委任することができる。この場合において、各省各庁の地方支分部局に委任しようとするときは、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする補助金等の交付に関する事務の内容及び機関について、財務大臣に協議しなければならない。

2 各省各庁の長は、他の法律の規定により当該各省各庁の所掌事務を他の各省各庁の機関が行う場合には、法第二十六条第一項の規定により、当該所掌事務に係る補助金等の交付に関する事務の一部を当該他の各省各庁の機関に委任することができる。この場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする補助金等の交付に関する事務の内容及び機関について、財務大臣に協議しなければならない。

3 日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独

立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構の理事長又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長は、法第二十六条第一項の規定により補助金等の交付に関する事務の一部を従たる事務所の職員に委任しようとする場合には、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする補助金等の交付に関する事務の内容及び職員について、日本中央競馬会又は独立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣、国立研究開発法人日本医療研究開発機構にあつては内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣、国立研究開発法人情報通信研究機構にあつては総務大臣、独立行政法人国際協力機構又は独立行政法人国際交流基金にあつては外務大臣、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構にあつては文部科学大臣、独立行政法人福祉医療機構又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所にあつては厚生労働大臣、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構にあつては経済産業大臣、独立行政法人環境再生保全機構にあつては環境大臣の承認を受けなければならない。

4 第九条第五項の規定は、前項の承認について準用する。

5 各省各庁の長は、法第二十六条第一項の規定により補助金等の交付に関する事務の一部を委任したときは、直ちに、その内容を公示しなければならない。

（都道府県が行う事務の範囲及び手続）

第十七条 各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）が行うこととすることができる。この場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、知事等が行うこととなる補助金等の交付に関する事務の内容及び機関について、財務大臣に協議しなければならない。

2 前項の場合においては、各省各庁の長は、当該補助金等の名称及び知事等が行うこととなる補助金等の交付に関する事務の内容及び機関について、都道府県の知事の同意を求めなければならない。

3 都道府県の知事は、前項の規定により各省各庁の長から同意を求められた場合には、その内容について同意をするかどうかを決定し、同意をする決定をしたときは同意をする旨を、同意をしない決定をしたときは同意をしない旨を各省各庁の長に通知するものとする。

- 4 各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により補助金等の交付に関する事務の一部を知事等が行うこととなつたときは、直ちに、その内容を公示しなければならない。
- 5 法第二十六条第二項の規定により補助金等の交付に関する事務の一部を知事等が行つた場合は、知事等は、各省各庁の長に対し、その旨及びその内容を報告するものとする。
- 6 法第二十六条第二項の規定により補助金等の交付に関する事務の一部を知事等が行うこととなつた場合においては、法中補助金等の交付に関する事務に係る各省各庁の長に関する規定は、知事等に関する規定として知事等に適用があるものとする。

(都道府県が行うこととなつた場合の事務の実施)

第十八条 各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により法第二十三条の規定による職権に属する事務を知事等が行うこととなつた場合においても、自ら当該事務を行うことができるものとする。

附則 (略)

鉄道助成業務に係る補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める規程

平成 22 年 11 月 18 日 機構規程第 38 号
 改正 平成 27 年 8 月 21 日 機構規程第 29 号
 改正 平成 28 年 7 月 12 日 機構規程第 16 号

第 1 条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「補助金等適正化法施行令」という。)第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同令第 13 条第 4 号に規定する財産は、補助事業者等が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成 14 年法律第 180 号。以下「機構法」という。)第 13 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定に係る補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産のうち機械及び重要な器具で、取得又は効用の増加価格が一個又は一組 50 万円以上のものとする。

第 2 条 補助金等適正化法施行令第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同令第 13 条第 5 号に規定する財産は、補助事業者等が機構法第 13 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定に係る補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産のうち別表の処分を制限する財産の名称等の欄に定める財産(補助金等適正化法施行令第 13 条第 1 号から第 4 号までに掲げる財産に該当するものを除く。)とする。

第 3 条 補助金等適正化法施行令第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同令第 14 条第 1 項第 2 号に規定する期間は、別表のとおりとする。

別表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等			処分制限 期間	
	種類	構造又は用途	細目		
鉄道防災事業費補助	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用のもの及び下記以外のもの	50年	
鉄道施設総合安全対策事業費補助			寄宿舍用のもの	47年	
			病院用のもの	39年	
幹線鉄道等活性化事業費補助		金属造のもの(骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。)	事務所用のもの及び下記以外のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用又は荷扱所用のもの	38年
				工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	38年
寄宿舍用のもの				34年	
都市鉄道利便増進事業費補助			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用又は荷扱所用のもの	病院用のもの	29年
	事務所用のもの及び下記以外のもの			30年	
地下高速鉄道整備事業費補助	金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のものに限る。)		寄宿舍用のもの	27年	
			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用又は荷扱所用のもの	25年	
鉄道駅総合改善事業費補助	金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートル	病院用のもの	24年		
		事務所用のもの及び下記以外のもの	22年		
		寄宿舍用のもの	19年		

鉄道技術開発費補助金		以下のものに限る。)	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用又は荷扱所用のもの 病院用のもの	19年 17年
		木造又は合成樹脂造のもの	事務所用のもの及び下記以外のもの 寄宿舎用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用又は荷扱所用のもの 病院用のもの	24年 22年 17年 17年
	建物附属設備	電気設備(照明設備を含む。)	蓄電池電源設備 その他のもの	6年 15年
		給排水又は衛生設備及びガス設備		15年
		冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が22キロワット以下のもの) その他のもの	13年 15年
		昇降機設備	エレベーター エスカレーター	17年 15年
		消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8年
		エヤーカーテン又はドア自動開閉設備		12年
		アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの その他のもの	15年 8年
		可動間仕切り	簡易なもの その他のもの	3年 15年
構築物	鉄道業用又は軌道業用のもの	軌条及びその附属品	20年	
		まくら木		
		木製のもの	8年	
		コンクリート製のもの	20年	
		金属製のもの	20年	
		分岐器	15年	
		通信線、信号線及び電燈電力線	30年	
		信号機	30年	
		送配電線及びき電線	40年	
		電車線及び第三軌条	20年	
		帰線ボンド	5年	
		電線支持物(電柱及び腕木を除く。)	30年	
		木柱及び木塔(腕木を含む。)		
架空索道用のもの	15年			
その他のもの	25年			
前掲以外のもの				
線路設備				
軌道設備				
道床	60年			
その他のもの	16年			

		土工設備 橋りょう 鉄筋コンクリート造のもの 鉄骨造のもの その他のもの トンネル 鉄筋コンクリート造のもの れんが造のもの その他のもの その他のもの 停車場設備 電路設備 鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔 踏切保安又は自動列車停止設備 その他のもの その他のもの	57年 50年 40年 15年 60年 35年 30年 21年 32年 45年 12年 19年 40年
	放送用又は無線通信用のもの	鉄塔及び鉄柱 円筒空中線式のもの その他のもの 鉄筋コンクリート柱 木塔及び木柱 アンテナ 接地線及び放送用配線	30年 40年 42年 10年 10年 10年
	舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの	15年 10年
車両及び運搬具	鉄道用又は軌道用車両(架空索道用搬器を含む。)	線路建設保守用工作車	10年
工具	測定工具及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む。)		5年
	治具及び取付工具		3年
	切削工具		2年
器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。)	ベッド	8年
		児童用机及びいす	5年
		その他の家具(事務机、事務いす、キャビネット、応接セット、陳列だな及び陳列ケースを除く。)	15年
		冷房用又は暖房用機器	6年
		食事又はちゅう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの	2年 5年
事務機器及び通信機器	インターホーン及び放送用設備	6年	
時計、試験機器及び	試験又は測定機器	5年	

	測定機器		
機械及び装置	鉄道業用設備	自動改札装置 その他の設備	5年 12年
開発研究用資産	建物及び建物附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	5年
	構築物	風どう、試験水そう及び防壁 ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	5年 7年
	工具		4年
	器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	4年
	機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの その他のもの	7年 4年
	ソフトウェア		3年

附 則

この規程は、平成 22 年 11 月 18 日から施行し、平成 22 年度以降の補助金等に係る財産から適用する。

附 則（平成 27 年 8 月 21 日機構規程第 29 号）

この規定は、平成 27 年 8 月 26 日から施行する。

附 則（平成 28 年 7 月 12 日機構規程第 16 号）

- 1 この規定は、平成 28 年 7 月 12 日から施行し、平成 28 年度以降の補助金等に係る財産から適用する。
- 2 改正前の補助金等に係る財産の取扱いについては、なお従前の例による。

（注記）

整備新幹線整備事業費補助、整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金、鉄道防災事業費補助（青函トンネル）の処分制限期間については、平成 28 年 5 月 16 日国土交通省告示第 744 号による。

平成 21 年 3 月 13 日助一第 1 1 8 号、助二第 1 6 4 号
改 正 平成 24 年 8 月 20 日助一第 120810001 号、助二第 120810001 号
改 正 令和 3 年 4 月 1 日助一第 210401003 号、助二第 210401008 号
改 正 令和 5 年 9 月 14 日、助助第 230913001 号

補助事業等により取得した財産の財産処分の承認基準

標記について、国土交通省鉄道局所管の補助事業で、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が交付する補助金等に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条の規定に基づく処分の承認基準及び取扱いについて下記のとおり定める。

記

1. 補助対象財産の処分手続きの原則（個別承認）

- (1) 補助事業者等は、補助対象財産（補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産。以下同じ。）の処分（補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は取壊すこと等をいう。以下同じ。）を行う場合には、機構の承認を受けるものとする。
- (2) 機構は、当該補助対象財産の処分により収益がある場合には、速やかにその補助金の国費相当額を機構へ返納すること等を条件として承認するものとする。ただし、補助対象財産の処分による収益を、当該補助事業箇所における補助対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、その金銭の国庫補助金相当額等を機構へ納付することを条件としない。

2. 補助対象財産の処分手続きの特例（包括承認）

- (1) 地方公共団体が、補助対象財産の処分を行う場合（収益があるもの若しくは鉄道局所管以外の法令に基づく施設等に係るものを除く。）には、当該地方公共団体において、次のいずれかに該当し、かつ、当該補助対象財産の処分が補助目的の遂行を鑑みても適正であると判断するものに限り、別記様式 1 による機構への報告書の提出及び、機構からの国の承認基準（国鉄総 424-1 号）2.（1）に基づ

く国への報告書の提出をもって、機構の承認があったものとして取り扱うこととする。ただし、当該報告書の内容等が要件を具備していない場合には、この限りではない。

- ① 補助事業等の完了後（補助対象施設の供用開始後をいう。）10年を経過した補助対象財産を処分する場合であって、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るために行うものであること。
- ② 災害又は火災により損壊したとき、老朽化により引き続き使用することが危険な状態にあるとき、都市計画事業等を施行するために必要であるとき等、補助事業者等の責に帰することのできない事由によるものであること。
- ③ 「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号）に規定する市町村建設計画または「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成16年法律第59号）に規定する合併市町村基本計画に基づくものであること。

- (2) 地方公共団体以外の者が、補助対象財産の処分（上記2.（1）①による一時的な他の目的への使用及び②による処分に限る。）を行う場合には、当該地方公共団体以外の者において、当該補助対象財産の処分が補助目的の遂行を鑑みて適正であると判断するものに限り、別記様式2による機構への報告書の提出及び、機構からの国の承認基準（国鉄総424-1号）2.（2）に基づく国への報告書の提出をもって、機構の承認があったものとして取り扱うこととする。ただし、当該報告書の内容等が要件を具備していない場合には、この限りではない。

3. その他の手続き等について

- (1) 補助事業者等は、機構から承認のあった補助対象財産の処分内容又は機構への報告に係る補助対象財産の処分内容と異なる処分を行う場合には、改めて必要な手続きを行うものとする。
- (2) 補助事業者等は、間接補助事業者等の補助対象財産の処分により、間接補助事業者等から返納金の納付を受けた場合には、当該返納金に係る国庫補助金等相当額を機構に納付するものとする。

- (3) 機構は、必要な範囲で提出書類の記載内容を確認するための追加資料の提出を求めることができる。
- (4) 次の規定により国土交通大臣の承認を受けたものとみなされた補助対象財産の処分については、本基準に定める手続きを要しないものとする。
- ① 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 18 条
 - ② 総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 29 条及び第 57 条
 - ③ 東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）第 45 号
 - ④ 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 27 条の 6
- (5) 本基準の発出日において既に補助事業者等から補助対象財産の処分に係る承認申請が行われ、かつ、承認手続き中のものについては、本基準に基づき処理することができるものとする。
- (6) 本基準において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第 17 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき助成勘定から建設勘定に対し繰り入れする補助金等については、「補助事業者等」とあるのは「副理事長」と、「機構」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。

附 則（平成 24 年 8 月 20 日助一第 120810001 号、助二第 120810001 号）

本改正は、平成 24 年 8 月 20 日から適用する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日助一第 210401003 号、助二第 210401008 号）

本改正は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 9 月 14 日助助第 230913001 号）

本改正は、令和 5 年 9 月 14 日から施行し、令和 5 年 9 月 1 日から適用する。

別記様式 1

番 号
年 月 日

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 理事長 殿

補助事業者等 氏 名 印

財産処分報告書

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、〇〇補助取扱要領第〇号の規定により報告いたします。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

（注） 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。災害・老朽化、市町村合併を理由とする場合も具体的に記述すること。

(2) 今後の利用方法（処分区分）

（注） 今後の利用方法等、具体的に記述すること。

2 処分の対象財産

(1) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

(2) 財産の名称、補助事業名、所在、構造、規格、規模、数量

(3) 事業費、補助金額、補助率

(4) 建設（設置）年月日、供用開始年月日、耐用年数（処分制限期間）、経過年数

3 当該補助対象財産等に係る行政需要への対応状況等

別添「行政需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

5 その他参考資料

（注1） 当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産の確保が見込まれる場合には、その内容について、上記2の(1)から(4)までに準ずる内容がわかる資料を添付すること。

（注2） 市町村合併に伴う財産処分である場合には、その内容等がわかる資料を添付すること。

（注3） 議会の承認、条例の改正等が必要な場合又は関係法令等により財産処分に関係省庁の許認可等が必要である場合には、その手続きの内容とスケジュール等がわかる資料を添付すること。

（注4） 災害・老朽化の場合は、災害の原因、被害見積額、写真等必要となる資料を添付すること。

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 理事長 殿

補助事業者等 氏 名 印

財産処分報告書

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、〇〇補助取扱要領第〇号の規定により報告いたします。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

〔 (注) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。災害・老朽化を理由とする場合も具体的に記述すること。 〕

(2) 今後の利用方法（処分区分）

〔 (注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。 〕

(3) 貸付（利用）予定期間

〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（又は〇〇年〇月〇日から〇年間）

2 処分の対象財産

(1) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

(2) 財産の名称、補助事業名、所在、構造、規格、規模、数量

(3) 事業費、補助金額、補助率

(4) 建設（設置）年月日、供用開始年月日、耐用年数（処分制限期間）、経過年数

3 当該補助対象財産等に係る行政需要への対応状況等

別添「行政需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

5 その他参考資料

〔 (注1) 当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産の確保が見込まれる場合には、その内容について、上記2の(1)から(4)までに準ずる内容がわかる資料を添付すること。
(注2) 議会の承認、条例の改正等が必要な場合又は関係法令等により財産処分に関係省庁の許認可等が必要である場合には、その手続きの内容とスケジュール等がわかる資料を添付すること。
(注3) 災害・老朽化の場合は、災害の原因、被害見積額、写真等必要となる資料を添付すること。 〕

別添（別記様式1及び2関係）

行政需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近3年間の状況

補助対象財産の名称	当初の 計 画	最近3年間の状況		
		年度	年度	年度

2. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所在地	取得年月日	備 考

3. 当該補助事業等に関連する他の補助事業等の申請状況

(ア) 過去5年間の国土交通関係の補助事業等の申請状況（申請中のものを含む。）

補助事業等の名称	補助対象財産の名称	取得年月日	備 考

（注）申請中の場合は、補助対象財産の名称及び取得年月日は、予定を記入すること。

(イ) 国土交通関係の補助事業等の当面の申請予定（計画中のものすべてを記入。）

補助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度（予定 額）	備 考

○ 鉄道に係る主な税の軽減措置

内 容	根 拠 条 項
<p>1 国 税</p> <p>(1) 法人税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取替資産に係る償却の方法の特例措置（50%までは通常の減価償却。その後取替費は全額損金扱い） ・ 国庫補助金等（鉄道・運輸機構の補助金を含む）で取得した補助金相当額の圧縮記帳 ・ 受益者から得た工事負担金等の圧縮記帳 ・ 鉄道・運輸機構の行う基盤整備事業に伴う交換により取得する固定資産の圧縮記帳 <p>(2) 登録免許税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道事業の許可又は軌道事業の特許で、路線延伸の長さが12km未満のものの特例措置 ・ 鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道事業者が取得した鉄道事業の用に供する不動産 土地・家屋の所有権の移転登記 10/1000 土地に設定された地上権等の移転登記 5/1000 （令和9年3月31日までに計画認定を受けたもの） ・ 中央新幹線の建設主体が取得した中央新幹線の事業の用に供する不動産の所有権の移転登記等の免税措置 （取得後1年以内に登記を受けるもの） ・ 整備新幹線の開業に伴いJRから経営分離される並行在来線の固定資産に係る所有権移転登記等の免税措置 （令和13年3月31日までの間に取得したもので取得後1年以内に登記を受けるもの） <p>(3) 石油石炭税（地球温暖化対策のための税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道事業に利用される軽油に係る重課分についての還付措置（令和8年3月31日まで） 	<p>法人税法施行令第49条第1項～第3項</p> <p>法人税法第42条</p> <p>法人税法第45条第1項第4号、第5号 同法第45条第2項</p> <p>改革法等施行法第27条第14項 同法経過措置施行令第7条第2項</p> <p>登録免許税法施行令第18条</p> <p>租特法第83条の4</p> <p>租特法第84条</p> <p>租特法第84条の2</p> <p>租特法第90条の3の4</p>

内 容	根 拠 条 項
<p>2 地方税</p> <p>(1) 事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道軌道整備法第3条の助成対象鉄道については、公益等に因る課税の免除及び不均一課税の特例措置 ・ J R 北海道等の資本割の課税標準に係る特例措置（資本準備金に係る商法の特例を適用した金額を資本金等の金額から控除）（令和11年3月31日まで） ・ 一体化法に規定する特定鉄道事業者（首都圏新都市鉄道（株））の資本割の課税標準に係る特例措置（資本金等の金額の2/3に相当する金額を資本金等の金額から控除）（令和11年3月31日まで） <p>(2) 不動産取得税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央新幹線の建設主体が取得した中央新幹線の事業の用に供する不動産の非課税措置 ・ 整備新幹線の開業に伴い J R から経営分離される並行在来線の固定資産の取得の非課税措置（令和13年3月31日までに取得したもの） ・ 鉄道事業再構築事業において譲渡を受けた鉄道事業の用に供する不動産の非課税措置（令和8年3月31日までに取得したもの） ・ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理処理に関する法律附則第七条第一項第一号に規定する業務により土地を取得した場合における当該土地の取得にたいして2/3控除（令和9年3月31日まで） <p>(3) 軽油引取税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄軌道用車両等（J R 貨物が駅の構内等でコンテナ貨物の積卸の用に供するフォークリフト等を含む）の動力源に供する軽油の免税措置（令和9年3月31日までに取得したもの） ・ 索道事業者が使用するグレンデ整備車及び降雪機の動力源に供する軽油の免税措置（令和9年3月31日までに取得したもの） 	<p>地方税法第6条 鉄道軌道整備法 第23条</p> <p>地方税法附則第9条 第1項</p> <p>地方税法附則第9条 第6項</p> <p>地方税法第73条の4 第1項第38号</p> <p>地方税法附則第10条 第2項</p> <p>地方税法附則第10条 第7項</p> <p>地方税法附則第11条 第16項</p> <p>地方税法附則 第12条の2の7 第3号</p> <p>地方税法附則 第12条の2の7 第5号</p>

内 容	根 拠 条 項
(4) 固定資産税	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道軌道整備法第3条の助成対象鉄道については、公益等に因る課税の免除及び不均一課税の特例措置 	地方税法第6条 鉄道軌道整備法 第23条
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地域又は飛行場及びその周辺区域内のトンネルの非課税措置 	地方税法第348条 第2項第2号の5
<ul style="list-style-type: none"> ・ 踏切道及び踏切保安装置の非課税措置 	地方税法第348条 第2項第2号の6
<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設鉄軌道に新たに建設された立体交差化施設の非課税措置 	地方税法第348条 第2項第2号の7
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下道又は跨線道路橋（市街化区域内で公衆が利用できるもの）の非課税措置 	地方税法第348条 第2項第2号の8
<ul style="list-style-type: none"> ・ 皇室の用に供する車両の非課税措置 	地方税法第348条 第2項第35号
<ul style="list-style-type: none"> ・ J R 旅客会社が鉄道・運輸機構から有料で借り受けている市街地トンネルの非課税措置 	地方税法第348条 第5項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルの非課税措置（令和7年3月31日までに整備し、かつ、直接鉄道事業又は軌道経営の用に供するもの） 	地方税法附則第14 条第2項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規営業路線に係る鉄道施設 最初の5年間 1/3 その後5年間 2/3 うち立体交差化施設 最初の5年間 1/6 その後 1/3 （橋りょう、高架橋及び土工に限る） 	地方税法 第349条の3第1項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道、東北、北陸及び九州新幹線の新線建設に係る鉄道施設 最初の5年間 1/6 その後の5年間 1/3 	地方税法 第349条の3第12項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 青函トンネル及び本四連絡橋に係る鉄道施設 1/6 	地方税法 第349条の3第13項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川その他水域に係る事業に係る橋りょう及びトンネルの新設等により敷設された鉄道施設 最初の5年間 1/6 その後の5年間 1/3 （水資源機構に係るものについては 最初の5年間 2/3 その後5年間 5/6） 	地方税法 第349条の3第14項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定地方交通線又は地方鉄道新線の無償譲渡に係る本来事業用固定資産 1/4 	地方税法 第349条の3第18項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設された変電所に係る償却資産 5年間 3/5 	地方税法 第349条の3第24項

内 容	根 拠 条 項
<ul style="list-style-type: none"> ・ J R 貨物が取得した高性能機関車 ※国鉄から承継した車両に限る 5年間 2/3 (令和8年3月31日までに取得したもの) 	地方税法附則第15条第6項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備新幹線の開業に伴い J R から経営分離される並行在来線の譲受固定資産 20年間 1/2 (令和13年3月31日までに取得したもの) 	地方税法附則第15条第9項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金等により取得した鉄道施設 5年間 1/3 (令和7年3月31日までに取得したもの) 	地方税法附則第15条第10項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる低床型路面電車 5年間1/3 (令和7年3月31日までに取得したもの) 	地方税法附則第15条第11項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両 5年間 2/3 (中小民鉄等は5年間3/5) (令和7年3月31日までに取得したもの) 	地方税法附則第15条第12項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設 5年間 2/3 (令和7年3月31日までに取得したもの) 	地方税法附則第15条第15項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通活性化・再生法に基づく鉄道事業再構築事業により、国の一定の補助を受けて取得した鉄道施設 5年間1/4 (令和7年3月31日までに取得したもの) 	地方税法附則第15条第17項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅のバリアフリー化改良工事により取得した鉄道施設 5年間2/3 (令和7年3月31日までに取得したもの) 	地方税法附則第15条第24項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設 5年間2/3 (令和7年3月31日までに取得したもの) 	地方税法附則第15条第26項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧交納付金法の適用のあった固定資産(立体交差化施設) 	地方税法附則第15条の2第1項
<ul style="list-style-type: none"> ・ J R 北海道等の本来事業用固定資産 (令和9年3月31日まで 1/2) 	地方税法附則第15条の2第2項
<ul style="list-style-type: none"> ・ J R 北海道、J R 四国及び J R 貨物が国鉄から承継した本来事業用固定資産 (令和9年3月31日まで 3/5) 	地方税法附則第15条の3
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄軌道用地の評価 鉄軌道用地に沿接する土地の価格の1/3に評価 (複合利用鉄軌道用地については、地積を運送の用に供する部分の面積と運送以外の用に供する部分の面積で按分して評価) 	総務省告示平成19年第195号

内 容	根 拠 条 項
(5) 事業所税 ・ 鉄軌道の本来事業用施設（事務所・発電施設は除く） の非課税措置	地方税法 第701条の34第3項 第20号

(注) 国土交通省資料による。

- 租 特 法 租税特別措置法（昭和21年法律第15号）
- 改革法等施行法 日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）
- 鉄道・運輸機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- J R 旅客会社 北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、
東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、
四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社
- J R 北海道等 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、
九州旅客鉄道株式会社
- J R 貨物 日本貨物鉄道株式会社

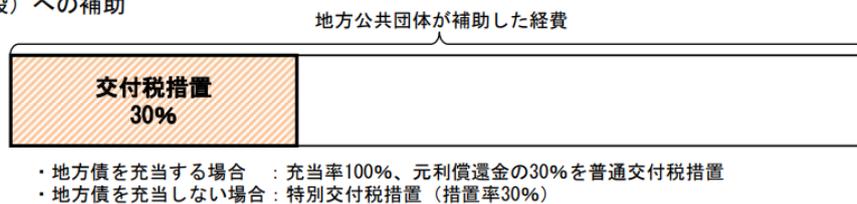
ローカル鉄道支援に対する地方財政措置について（総務省）

地域住民の日常生活を支えている地域鉄道は、厳しい経営環境に置かれる中で、施設の老朽化も進んでおり、施設の更新等による安全運行の確保が重要な課題となっている。

また、地域鉄道のうち並行在来線については、初期投資のうち貨物調整金の対象とならない旅客分の負担が特に重く、安定した経営のためには初期投資（旅客分）に対して地方公共団体が財政支援を行うことが必要不可欠となっている。

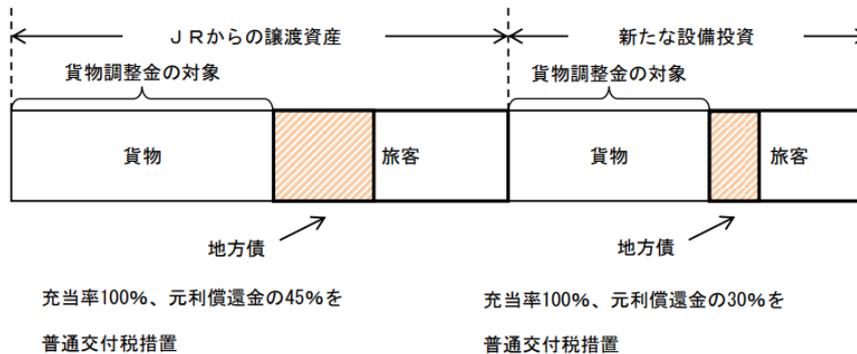
こうした状況を踏まえ、地方公共団体が行う地域鉄道の投資への補助に対して地方財政措置を講じることとし、更に並行在来線の初期投資については特例を設けることとする。

◎地域鉄道（一般）への補助



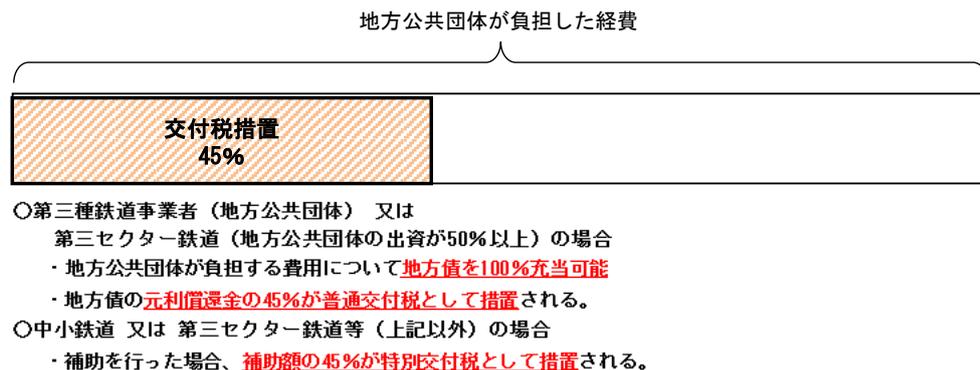
◎並行在来線の初期投資に係る特例

並行在来線については、JRから経営分離される並行在来線に特有の経費であるJRからの譲渡資産分（旅客分）への補助に限り、特例として交付税措置をかさ上げ（45%）する。



ローカル鉄道については、社会資本整備総合交付金の「地域公共交通再構築事業」等を受けて地方公共団体等が行う鉄道施設の整備事業に係る地方負担について、地方財政措置を講じる。

◎ローカル鉄道に係る公共交通の再構築支援



各補助金の取扱要領等

鉄道・運輸機構における鉄道助成制度の各補助金の取扱要領等につきましては、鉄道・運輸機構のウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照下さい。

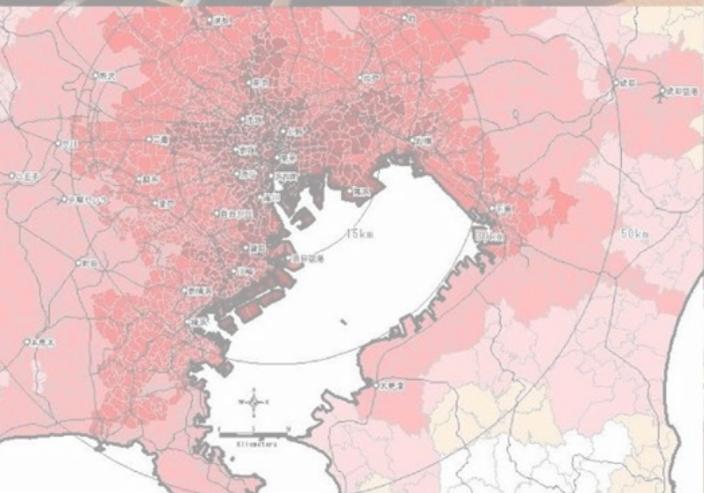
- 鉄道・運輸機構ウェブサイト

<https://www.jrtt.go.jp/subsidy/>

[広 報]



鉄道ホームドクター



鉄道・運輸機構

JR TT

鉄道ホームドクターによる支援

- 鉄道・運輸機構がこれまでの鉄道建設の経験により培った技術的なノウハウを活かして、鉄道事業者や地域鉄道を支える地方公共団体の皆様が日々の鉄道の運行を通じて抱えるさまざまな問題や疑問について相談を受け、**無償**でアドバイスやサポートを行っています。

鉄道ホームドクターの流れ

- 「鉄道施設の老朽化が激しい」「安全な運行を続けるため施設を新しくしたいので補助メニューを知りたい」等の様々な要請に対し鉄道の建設、調査等の知見を持つ関係部署や、地域鉄道に係る助成制度の補助メニュー等の情報を持つ鉄道助成部と協力しながら、鉄道企画調査部鉄道総合支援課が窓口となり、技術支援や情報提供を実施しています。
- 「このようなことは誰に聞けばよいか」「とりあえず相談したいが相談費用を抑えたい」といった状況のときに、気軽に相談しご利用いただける『町のお医者さん』的な役割を念頭に活動しています。



- 鉄道構造物の老朽化が著しい
- トンネル覆工からの漏水がひどい
- 安全な運行を続けるため施設を新しくしたい
- 地域公共交通の確保、維持などの取り組みのため、自社路線を取り巻く状況を把握したい

要請



鉄道総合支援課

協力

連携協力



関係部署

建設企画部
鉄道助成部
:

回答

鉄道助成

沿線の分析

鉄道構造物

解決



※ **無償**で幅広くアドバイスやサポートを実施

鉄道構造物の長寿命化対策

- 地域鉄道における構造物の経過年数をみると、全体の約3割のトンネルが耐用年数60年を、8割弱の橋りょうが耐用年数40年を超えると言われていています。このような状況から、例えば、RC構造物の断面修復、橋りょう支承部の修復、防食対策等の長寿命化対策工法を紹介しています。

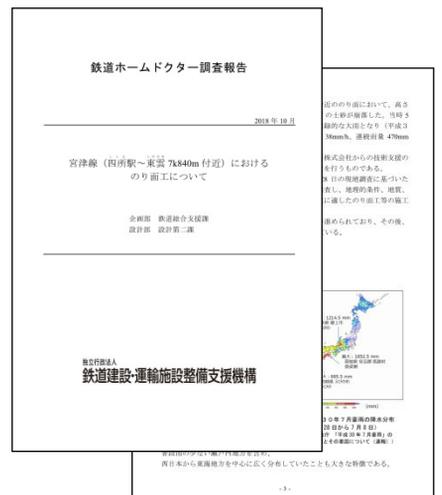
対策	従来工法		RC構造物の断面修復	
	普通塗装	劣化箇所の修復	従来工法	長寿命化対策工法
防食対策				
概要図				
工法概要	劣化箇所を素地調整(2種ケレン等)し、①を下塗りした後、フタル酸樹脂系塗料を②(計2回塗り)	劣化箇所の劣化箇所を除いて補修する。	劣化箇所を研り、ポリマーセメントモルタルで補修する。クラックは注入材にて部分的に補修する。なお、鉄筋露出箇所には防錆処理を施す。	劣化箇所を研り、複数層のひび割れ型繊維補強セメントモルタルで補修した後、シラン系表面含浸材にて防水保護する。なお、鉄筋露出箇所には防錆処理を施す。
長所	施工性が比較的好く、かつインシタルコスト	施工手間がかからず、かつインシタルコスト	施工手間がかからず、かつインシタルコストが低い。	劣化箇所を研り、複数層のひび割れ型繊維補強セメントモルタルで補修した後、シラン系表面含浸材にて防水保護する。なお、鉄筋露出箇所には防錆処理を施す。
短所	経年劣化が早い。	劣化箇所の部分的な補修とならざる恐れがある。さらに、アンカー解消することができない。	劣化箇所を研り、複数層のひび割れ型繊維補強セメントモルタルで補修した後、シラン系表面含浸材にて防水保護する。なお、鉄筋露出箇所には防錆処理を施す。	従来の工法に比べて手間がかかり、かつインシタルコストが高い。

災害復旧に係る技術支援

- 近年、国内では地震・津波等の災害が発生しています。また暴風雨や集中豪雨による河川の氾濫などの風水害および土砂災害が多発しています。このような状況に対応すべく、鉄道ホームドクターでは復旧対策の技術支援を行っています。実績として、豪雨によるのり面の崩落災害復旧に際し現地調査を実施し、現地の状況に即した地盤調査やのり面工の施工方法及び留意点について助言しています。



現地調査及び事業者様との打合せ状況



調査報告書



独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency

www.jrttp.go.jp

まずはお気軽に下記問合せ先にご連絡ください。

問 合 せ 先	TEL	FAX
総 合 窓 口	鉄道企画調査部 鉄道総合支援課	045-222-9059 045-222-9094
(補 助 金 関 係)	鉄道助成部 助成課	045-222-9134 045-222-9149
北 海 道	北海道新幹線建設局 計画部計画課	011-231-3458 011-218-2406
東 北 地 方 ・ 関 東 地 方 (新潟・長野・静岡県を含む)	鉄道技術センター 調査部調査課 幹 線 鉄 道 グ ル ー プ	03-5403-8739 03-5403-8771
東 海 ・ 北 陸 ・ 近 畿 ・ 中 国 ・ 四 国 地 方	北陸新幹線建設局 計画部計画課	06-6394-6031 06-6394-6038
九 州 地 方	九州新幹線建設局 計画部計画課	092-283-9609 092-283-9592

MAIL : shien-53je@jrttp.go.jp

↑ まずはお気軽にメールでご一報ください！！

地域鉄道活性化への取組み事例及び地域公共交通支援事業の紹介

国土交通省がHPの中で提供している地域鉄道活性化等に関する取組み事例及び地域公共交通の支援事業に関する情報を紹介します。

1. 総合政策局

- 「地域公共交通の活性化・再生への事例集」

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/htm/all.html>

- 「地域公共交通確保維持改善事業について」

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_00004_1.html

2. 鉄道局

- 地域鉄道対策

「地域鉄道活性化に向けた取組み事例紹介」

http://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_tk5_000002.html

鉄道助成ガイドブック 令和6年度
令和6年6月発行

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
〒231-8315
神奈川県横浜市中区本町6丁目50-1
(横浜アイランドタワー)
045-222-9134 (鉄道助成部助成課)
<https://www.jrnt.go.jp>